



第四次

郡山市 食育推進計画

令和5(2023)年3月



こ

こころからいただきます
ますを大切に

お

おいしい自然の
恵みに感謝して

り

りようしよう
安全・安心な郡山産

や

やさしいうちの味・
郷土食をかみしめて

ま

まるごと楽しむ
家族団らん



郡山市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	P2
2 計画の位置づけ	P3
3 計画の期間	P3

第2章 食育推進の基本方針

1 基本理念	P6
2 基本方針	P6
3 新たな視点	P6
4 目標項目	P7
5 推進の方向性・具体的取り組み内容	P9

第3章 食育推進の取り組み

1 家庭・地域における食育の推進	P12
(1) ライフステージに応じた支援	P12
①妊産婦の健康的な食習慣への支援	P12
②子どもの発達段階に応じた保護者等への支援	P13
③若い世代に対する食育推進	P13
④高齢者の低栄養予防・改善	P14
(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進	P14
(3) 望ましい食習慣や知識の習得	P15
(4) 歯科保健活動を通じた食育推進	P15
(5) 子ども食堂における食育の推進	P16
(6) ボランティアの育成及び活動支援	P16
(7) 食品関連事業者等への食育推進	P16
(8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進	P17
(9) ワーク・ライフ・バランスの推進	P17

(10) 専門的知識を有する人材の活用	P17
(11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み	P17
(12) 地域における共食の推進	P18
(13) 災害時に備えた食育の推進	P18

2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進 P19

(1) 望ましい食習慣の確立	P19
(2) 食と農に関する体験学習の実施	P19
(3) 給食内容の充実	P20
(4) 指導体制の充実	P20
(5) 食文化継承のための活動	P20
(6) 歯科保健活動を通じた食育推進	P21
(7) 食育による健康状態の改善等の推進	P21

3 食育推進運動の展開 P22

(1) 食育に関する市民の理解の促進	P22
(2) 民間団体・関係機関との連携	P22
(3) 食育月間及び食育の日の実施	P22

4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進 P23

(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進	P23
(2) 地産地消の推進と地場産物のPR	P24
(3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進	P24
(4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進	P25
(5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援	P25
(6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進	P25

5 安全・安心な食生活からの食育の推進 P26

(1) 食の安全に関する情報提供	P26
(2) 食品の安全性の確保	P26
(3) リスクコミュニケーションの実施	P27
(4) 食品表示の適正化	P27

6 食品の放射性物質対策の推進 _____ P28

- (1) 生産段階における対策 P28
- (2) 流通段階における対策 P28
- (3) 消費段階における対策 P28
- (4) 内部被ばく検査の実施 P29
- (5) 食品と放射能に関する知識の普及 P29

〈ライフステージに応じた食育の推進〉 _____ P30

第4章 食育の推進体制

1 推進体制・関係者の役割 _____ P34

2 計画の進行管理と評価 _____ P34

資料編 _____ P35

食育ピクトグラム

食育の取り組みを子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字です。



6月は『食育月間』

毎月19日は『**食育の日**』

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は、健康で心豊かな生活を送るためには欠かすことができないものです。毎日の生活の中で健全な食生活を実践し、おいしく楽しく食べられることが大切であり、このような生活を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17（2005）年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されました。国においては平成18（2006）年度に食育推進基本計画を策定し、現在は「第4次食育推進基本計画〔令和3（2021）年度から令和7（2025）年度〕」に基づき、食育を推進しています。

同法に基づき、本市では平成21（2009）年に「郡山市食育推進計画〔平成21（2009）年度から平成24（2012）年度〕」、平成25（2013）年に「第二次郡山市食育推進計画〔平成25（2013）年度～平成29（2017）年度〕」、平成30（2018）年に「第三次郡山市食育推進計画〔平成30（2018）年度から令和4（2022）年度〕」を策定し、食育を推進してきました。

第三次郡山市食育推進計画策定から5年が経過し、食をめぐる環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活にも大きな影響がありました。外出自粛や在宅時間の増加により、家庭での食育の重要性も高まり、ICT等のデジタル技術を活用した食育を推進することも必要となりました。

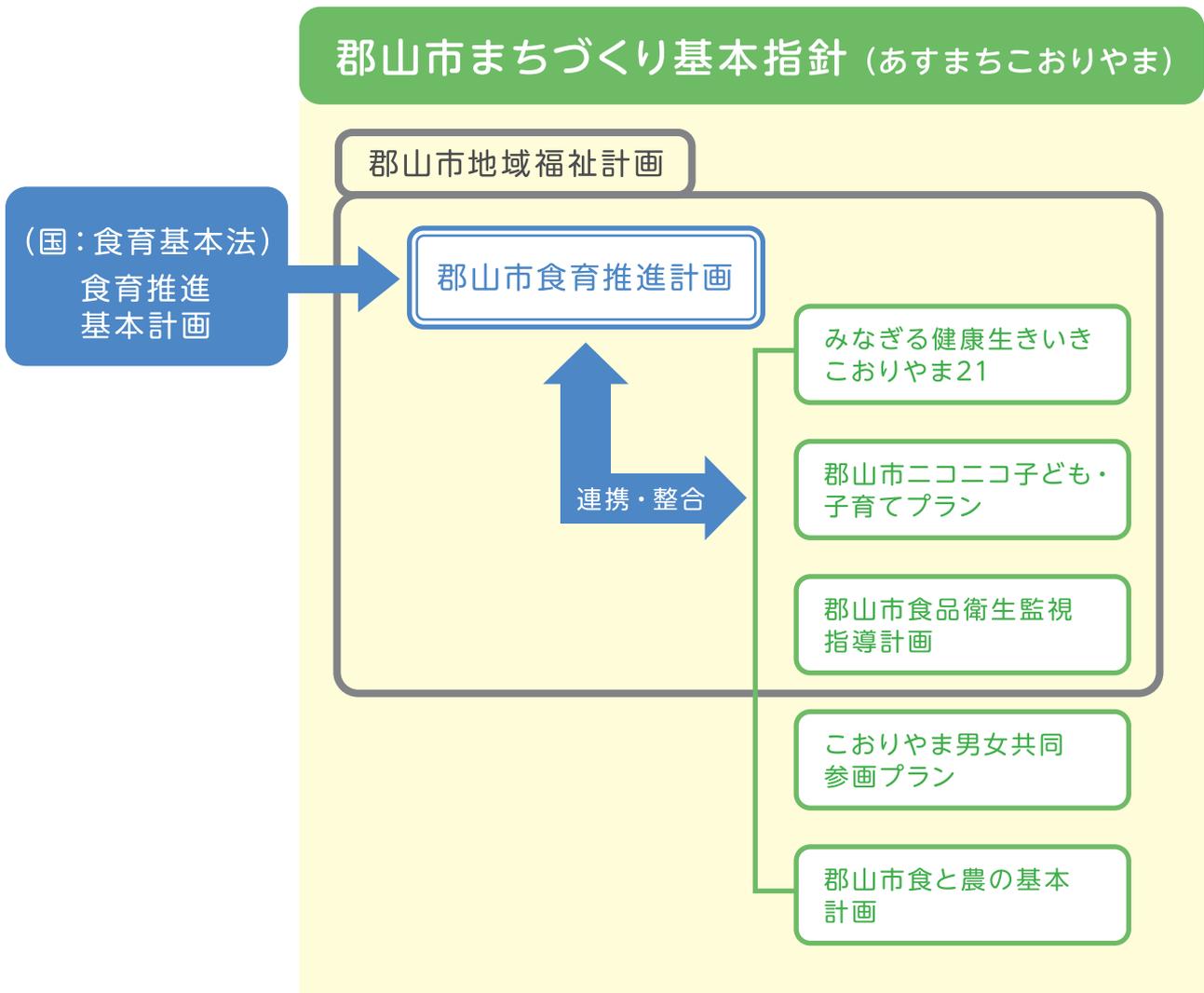
高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は引き続き課題であり、本市においても野菜の摂取不足、食塩の過剰摂取、肥満者の増加、若い世代のやせなど課題が多く見られ、栄養バランスに配慮した食生活の重要性が増しています。

食の供給面では、農業者の減少・高齢化が進む中、カロリーベースの食料自給率は40%を下回っており、食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で食品ロスが発生している状況があります。SDGsにおいても食育と関係が深い目標があり、その達成に向けた取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第四次郡山市食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的事項を定めるものです。実施にあたっては、最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度として、令和7（2025）年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

郡山市の農産物と特産品



郡山ブランド認証産品(農林水産の部)

第2章

食育推進の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 新たな視点
- 4 目標項目
- 5 推進の方向性・
具体的取り組み内容



第2章 食育推進の基本方針

1 基本理念

「食育」を通し、
「健康で安心して生きいきと暮らせるまち こおりやま」

2 基本方針

- ① 食で健康な“こころ”と“からだ”をつくる
- ② 食を楽しみ、みんなで食育をつなげる
- ③ 安全・安心な郷土の産物を愛し、食文化をつたえる

3 新たな視点

(1) ベビーファーストに対応した食育の推進

子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会の実現を目指し、若い世代、子どもの成長段階に応じた子育て支援等を通して、食育を推進します。

(2) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目指し、市民が生涯にわたって健全な食生活を実践するために、妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目のない生涯を通じた食育を推進します。

(3) 持続可能な食を支える食育の推進 (SDGs)

健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食料の生産から消費に至るまでの食の循環が環境に与える影響に配慮し、有機農業に対する理解、食品ロスの削減など食育関係者を含む市民が一体となって、環境と調和のとれた持続可能な食を支える食育を推進します。

(4) 「新しい生活様式」やデジタル (DX)^{※1}化に対応した食育の推進

新しい生活様式に対応し、新たな日常においても食育を実施するとともに、より多くの市民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用した効果的な情報発信により、デジタル化に対応した食育を推進します。

※1 デジタルトランスフォーメーション(DX):「ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

4 目標項目

食育の推進にあたり、施策の成果や達成度を測る指標として目標値を設定します。

目標項目		現状値 [※] (2021年)	目標値 (2025年)
目標1	食育に関心がある市民を増やす。		
① 食育に関心がある人の割合の増加	成人	78.4%	90%
目標2	毎日朝食を食べる市民を増やす。		
② 毎日朝食を食べる人の割合の増加	幼児	95.1%	100%
	小学生	98.1%	100%
	中学生	96.1%	100%
	高校生	86.4%	90%
	20歳代	63%	85%
目標3	栄養バランス等に気をつけた食生活を実践する市民を増やす。		
③ 主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合の増加	成人	47%	50%
④ 毎日野菜をほとんど食べない人の割合の減少	成人	45.6%	40%
⑤ 毎日果物をほとんど食べない人の割合の減少	20歳代～50歳代	38.4%	35%
⑥ 塩分をとり過ぎないように意識している人の割合の増加	成人	72.2%	75%
⑦ 子ども(幼児)に時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合の増加	1～4歳児の保護者	53.3%	60%
⑧ 外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加	中学生～成人	57.6%	60%
⑨ 栄養成分表示をしている施設の割合の増加		78.9%	85%
⑩ 健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合の増加		54.9%	60%
目標4	生活習慣病予防や改善のために、適正体重の維持や食生活を心がける市民を増やす。		
⑪ 自分の適正体重を認識している人の割合の増加	成人	79.5%	90%
⑫ 肥満の人の割合の減少	成人男性	34.8%	30%
	成人女性	21.6%	18%
⑬ やせの人の割合の減少	高校生～20歳代	19.1%	15%
⑭ 健康維持のために食生活を心がけている人の割合の増加	成人	74.9%	80%
目標5	ゆっくりよく噛んで食べる市民を増やす。		
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる人の割合の増加	成人	45.6%	55%
目標6	家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす。		
⑯ 朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人の割合の増加	成人	73.8%	90%

目 標 項 目		現状値 [※] (2021年)	目標値 (2025年)
目標7	食育の推進に係るボランティア活動を増やす。		
⑰	食育推進ボランティアの活動回数の増加	25回/年	45回/年
目標8	学校給食における地場産物を活用した取り組み等を増やす。		
⑱	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の増加	—	月12回以上
⑲	学校給食における郡山産農産物の使用割合の増加	14.6%	20%
⑳	郡山産米「あさか舞」による米飯給食実施回数の増加	3.1回/週	4回/週
目標9	農林漁業体験を経験した市民を増やす。		
㉑	農林漁業体験を経験したことがある人の割合の増加	成人 62.9%	65%
目標10	産地や生産者、環境に配慮した農林水産物を選ぶ市民を増やす。		
㉒	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	成人 66.1%	70%
㉓	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	成人 51.6%	55%
目標11	食品の安全を確保する。		
㉔	収去検査の違反件数	0件	0件

※現状値:①～⑱(②の小・中学生除く)、㉑～㉓:健康づくり・食育に関するアンケート

②(小・中学生):児童生徒の朝食摂取状況調査

⑰⑱⑳㉔:事業実績

SDGsと食育の関係

SDGs(持続可能な開発目標)は、2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから成り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。SDGsの目標には食育と関係が深い目標があり、食育の推進は、SDGsの達成に寄与するものです。



5 推進の方向性・具体的取り組み内容

推進の方向性	具体的取り組み内容
1 家庭・地域における食育の推進	(1) ライフステージに応じた支援 ① 妊産婦の健康的な食習慣への支援 ② 子どもの発達段階に応じた保護者等への支援 ③ 若い世代に対する食育推進 ④ 高齢者の低栄養予防・改善 (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進 (3) 望ましい食習慣や知識の習得 (4) 歯科保健活動を通じた食育推進 (5) 子ども食堂における食育の推進 (6) ボランティアの育成及び活動支援 (7) 食品関連事業者等への食育推進 (8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進 (10) 専門的知識を有する人材の活用 (11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み (12) 地域における共食の推進 (13) 災害時に備えた食育の推進
2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進	(1) 望ましい食習慣の確立 (2) 食と農に関する体験学習の実施 (3) 給食内容の充実 (4) 指導体制の充実 (5) 食文化継承のための活動 (6) 歯科保健活動を通じた食育推進 (7) 食育による健康状態の改善等の推進
3 食育推進運動の展開	(1) 食育に関する市民の理解の促進 (2) 民間団体・関係機関との連携 (3) 食育月間及び食育の実施
4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進	(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進 (2) 地産地消の推進と地場産物のPR (3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進 (4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進 (5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援 (6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進
5 安全・安心な食生活からの食育の推進	(1) 食の安全に関する情報提供 (2) 食品の安全性の確保 (3) リスクコミュニケーションの実施 (4) 食品表示の適正化
6 食品の放射性物質対策の推進	(1) 生産段階における対策 (2) 流通段階における対策 (3) 消費段階における対策 (4) 内部被ばく検査の実施 (5) 食品と放射能に関する知識の普及



ごはんを中心とした「日本型食生活」のススメ

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

主食



ごはんはいろいろなメニューに合わせやすい食材です。消化もゆっくりと進み、腹もちがよいです。

主菜

肉や魚、大豆などが主材料の料理。主に体をつくるもとになる栄養素が含まれます。

【油や塩分には注意!】

たのしみな食事のメインですが、油っぽいもの、塩分のとり過ぎには注意しましょう。



牛乳・乳製品



おやつや食後のデザートとして、1日のどこかで取り入れましょう。

副菜



野菜、きのこ、海藻、いもなどが主材料の料理。主に体の調子を整える栄養素が含まれます。

【副菜は不足しがちです!】

外食のときや、お惣菜を買うときも、サラダや野菜のおかずを一品足しましょう。

果物



旬の果物で季節感をプラス。



和食;伝統的な食文化

「和食;伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

1 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本は、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

2 健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しています。

3 自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

4 正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、「食」の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。

11月は『和ごはん月間』／11月24日は『和食の日』

第3章

食育推進の取り組み

- 1 家庭・地域における食育の推進
- 2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進
- 3 食育推進運動の展開
- 4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進
- 5 安全・安心な食生活からの食育の推進
- 6 食品の放射性物質対策の推進

<ライフステージに応じた食育の推進>



第3章 食育推進の取り組み



1 家庭・地域における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化などが家庭や地域で受け継がれてきました。家庭では基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤をつくることが重要です。

また、健全な食生活を身につけるためには、適切な情報提供や食の選択の幅を広げるなどの食環境づくりも重要です。様々な家庭の状況や生活が多様化することにより、関係機関が連携した食育の推進がより一層必要です。

(1) ライフステージに応じた支援

① 妊産婦の健康的な食習慣への支援

- 妊産婦に対し、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の普及を図るために「妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針」などの情報提供や栄養指導、相談を行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none">○ 母子健康手帳交付時に冊子の提供○ 妊婦さんのデンタルケアでの食生活アドバイス○ 窓口・電話での栄養相談	こども家庭支援課 こども家庭未来課 こども家庭支援課・こども家庭未来課

妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針

- 妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりとみましょう
- 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと
- 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと
- 「主菜」を組み合わせるとたんぱく質を十分に
- 乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分に
- 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に
- 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで
- 無理なくからだを動かしましょう
- たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう
- お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、周囲のあたたかいサポートから



<妊婦さんのデンタルケア>



② 子どもの発達段階に応じた保護者等への支援

- 乳児期は、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づく母乳育児や離乳食の進め方について、離乳食教室や相談を通して普及し、支援します。
- 幼児期は、早寝早起き朝ごはんなど健全な食生活や基本的な生活習慣の形成を図るための情報提供や相談を行います。
- 子どもが自分で料理をつくるという体験や食を楽しむ機会を提供します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 離乳食教室、離乳食の動画配信 ○ 食生活サポーターによる地区活動への支援 ○ 窓口、電話での栄養相談 ○ 1歳6か月児健診・3歳児健診での栄養相談 ○ すくすく相談での栄養相談 ○ 子育てサロンでの育児相談 ○ 移動サロンでの親子でクッキング ○ 「ポップキッズこおりやま」におけるポップキッチン（クッキング） ○ 子育て講座（発達に合わせた食事等の教え方） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所健康づくり課 保健所健康づくり課 こども家庭未来課・保健所健康づくり課 こども家庭未来課・保健所健康づくり課 こども家庭未来課 こども家庭未来課 こども家庭未来課 こども家庭未来課 こども家庭未来課



<離乳食教室>



<幼児健診栄養相談>

③ 若い世代に対する食育推進

- ウェブサイトやSNSなどICTを活用した取り組みの充実を図り、若い世代に「食」に関する情報を提供します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ ウェブサイト、SNSなどを活用した情報の発信 	保健所健康づくり課

④ 高齢者の低栄養予防・改善

- 高齢者に対して、低栄養状態の予防や改善のため「食」に関する情報の提供を行い、要介護状態にならないよう食生活を支援します。
- 在宅療養者に対する食事支援などを行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康教室 ○ 食生活サポーターによる地区活動への支援 ○ 栄養教育・相談など ○ 配食サービス活用事業 	保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課 保健所健康づくり課 保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課



<食生活サポーター育成研修会>

(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進

- 食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加など生活習慣病の予防及び改善につながるよう、各種健康教室等を行います。
- 食生活サポーターによる普及啓発を行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康教室 ○ 食生活サポーターによる地区活動への支援 ○ ベジライフ推進事業（野菜摂取量の増加を目的とした講話等） 	保健所健康づくり課 保健所健康づくり課 保健所健康づくり課

1日の食塩目標量

男性 7.5g未満 / 女性6.5g未満
 調味料はかけるよりつける、麺類のスープは残す、香味野菜・香辛料を利用するなど減塩の取り組みが大切です。



減塩に
チャレンジ!



1日の野菜摂取目標量

男女ともに350g以上です。
 350gを料理にすると小鉢5皿分です。



(3) 望ましい食習慣や知識の習得

- 食品ロス削減や食品表示などについて、周知啓発を行います。
- 望ましい食習慣として国が進める「食育ガイド」、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、栄養バランスに優れた「日本型食生活」などの周知啓発を行います。

主な取り組み	担当課
○ 消費生活センター出前講座	セーフコミュニティ課
○ 食品表示等についての展示やパンフレットの配布	セーフコミュニティ課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 各種健康教室	保健所健康づくり課・地域包括ケア推進課

(4) 歯科保健活動を通じた食育推進

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいた、摂食・嚥下などの口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上など、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを行います。
- 「8020運動」「嚙ミング30」の推進や各ライフステージに応じた食べ方の支援、食品の物性に応じた窒息や誤嚥防止を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育推進を行います。

主な取り組み	担当課
○ 幼児健診や幼児虫歯予防教室（目指せ！320教室）	こども家庭未来課
○ 介護予防健康教室などでの講話・実技指導	地域包括ケア推進課
○ 健康教育や相談の場におけるの普及啓発、地区や企業において住民教育の実施	保健所健康づくり課



<幼児虫歯予防教室(目指せ!320教室)>

はちまる にいまる

8020運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動です。

カミング さんまる

嚙ミング30

食事のときに、一口30回以上嚙むことを目標とするためのキャッチフレーズです。

(5) 子ども食堂における食育の推進

- 子ども食堂ネットワークに登録する子ども食堂運営団体の活動を支援します。
- フードパントリー*²や子ども宅食*³等、子どもの貧困対策に寄与する活動経費を補助します。

主な取り組み	担当課
○ 子ども食堂運営団体の活動支援	こども政策課
○ 子ども貧困対策の活動経費補助	こども政策課

※2 フードパントリー：食の支援を必要とする人が無償で食品の支援が受けられる場所(活動)

※3 子ども宅食：支援を必要とする子育て家庭に定期的に食材を届ける取り組み

(6) ボランティアの育成及び活動支援

- 市民の生活に密着した活動を行っているボランティア組織の活性化とその活動成果の向上につながる環境整備を図り、ボランティア組織が地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援します。

主な取り組み	担当課
○ 食生活サポーターの育成研修会	保健所健康づくり課
○ 食生活サポーターによる地区活動への支援	保健所健康づくり課
○ 食育推進ボランティアの養成・派遣・研修会	保健所健康づくり課



<食育推進ボランティア>

(7) 食品関連事業者等への食育推進

- 健康に配慮したメニューの提供や栄養・食生活などに関する情報を提供する飲食店などが増加するよう支援します。
- 飲食店、給食施設などを通じて健康的な食事ができる環境づくりや、家庭で適切な食事の選択につながるような取り組みを推進します。

主な取り組み	担当課
○ 外食等栄養成分表示店推進事業	保健所健康づくり課
○ 特定給食施設等に対する情報提供・研修会	保健所健康づくり課

(8) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

- 健康づくりに取り組む企業が増えるよう従業員の健康管理に関する情報提供や支援をします。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ ベジライフ推進事業（野菜摂取量の増加を目的とした講話等） ○ 健康教育、きらめき出前講座 	保健所健康づくり課 保健所健康づくり課



<ベジライフ推進事業>

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 家庭における共食や栄養バランスのよい食事がとれる生活時間を増やせるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働情報発信事業（情報紙・メールマガジン・SNS） ○ 男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」（出前講座） 	産業雇用政策課 男女共同参画課

(10) 専門的知識を有する人材の活用

- 食に関する専門的知識を有する人材を活用します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室での在宅栄養士等の活用 	保健所健康づくり課

(11) 地域の食文化の魅力再発見と継承の取り組み

- 地域や団体の活動などにより、郷土料理や伝統野菜を始めとする伝統食材などの魅力の再発見を行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食生活サポーターによる地区活動への支援 ○ 農家民宿や農業体験活動を行う農業者などに関する情報発信・支援 ○ こおりやま食のブランド推進協議会の運営 ○ 鯉6次産業化プロジェクト 	保健所健康づくり課 農業政策課 園芸畜産振興課 園芸畜産振興課

(12) 地域における共食の推進

- 高齢者など地域での共食の場づくりの活動を支援します。
- 子ども食堂など共食の場をつくる団体の活動を支援します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食生活サポーターによる地区活動への支援 ○ 子ども食堂運営団体の活動支援 	保健所健康づくり課 こども政策課

(13) 災害時に備えた食育の推進

- 家庭及び給食施設における食料品の備蓄について普及啓発を行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ ウェブサイト、広報等による周知 ○ 特定給食施設等への周知 	保健所健康づくり課 保健所健康づくり課

災害時の備え

非常時のための食料品の備蓄が大切です。

(備蓄例：大人1人の1週間分) ※最低3日分～1週間分×人数分

必需品

・水
※1日おおよそ3L程度
(飲料水+調理用水)
2L×6本×2箱

・カセットコンロ
・カセットボンベ
6本

お好みのお茶
や清涼飲料水
などがあると
便利

主食 (エネルギー及び炭水化物の確保)

・米
※1袋消費したら
1袋買い足す
(1人1食75g程度)
2kg×1袋

・乾麺(そば・うどん・そうめん・パスタ)
そうめん1袋(300g/袋)
パスタ1袋(600g/袋)
3個

・その他
(シリアルなど)
適宜

・パック
ごはん **3個**
(LL(ロングライフ)牛乳)

主菜 (たんぱく質の確保)

・レトルト食品
牛丼の素、カレーなど9個
パスタソース3個

・缶詰
お好みのもの
9缶

チョコレートやビスケット
などの菓子類も
大事

副菜・その他 適宜

・日持ちする野菜
(たまねぎ・じゃがいも等)

・野菜ジュース
果汁ジュース等
・梅干し、のり、
乾燥わかめ等

・塩、砂糖、しょうゆ、
めんつゆ等の調味料
・インスタント
味噌汁や
即席スープ

2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進



保育所・幼稚園・学校は、子どもへの食育を進めていく場として重要な役割を担っています。この時期は、食習慣の基礎ができる大切な時期であり、正しい食習慣を身に付けることが重要です。様々な学習や体験活動を通し、積極的な食育の推進に努めることが必要です。

(1) 望ましい食習慣の確立

- 乳幼児期における食習慣の確立や「食べる力」・「感謝の心」・「郷土愛」を育み、「早寝早起き朝ごはん運動」を普及するため、家庭との連携強化や食に関する指導を行い、食育の推進を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 食育計画に基づいた保育の実施	保育課
○ 個々に合わせた離乳食の提供	保育課
○ 給食だよりの配布、市ウェブサイトへの掲載	保育課
○ 早寝早起き朝ごはん運動	学校管理課
○ 栄養教諭等派遣事業	学校管理課
○ 食育の日「毎月19日」に推進献立で食育に関連したメニューの提供	学校管理課
○ 給食だよりの食育通信の配布	学校管理課
○ タブレットを活用した食育授業	学校管理課
○ ICTを活用した部活動支援事業(スポーツと食・栄養についての講義)	スポーツ振興課

(2) 食と農に関する体験学習の実施

- 子どもたちが農作物の栽培や収穫などを通して、食に関する知識や関心を高めるため、体験学習等を実施します。

主な取り組み	担当課
○ 野菜などの栽培	保育課
○ 郡山市民食糧問題懇話会による学校農園奨励事業への協力	農業委員会
○ 郡山農業青年会議所による食育推進事業への協力	農業委員会



<キッズガーデンアートコンクール>

(3) 給食内容の充実

- 給食は「生きた教材」であることから、多様な食に触れる機会を確保し、地場産物や国産食材の活用及び本市の伝統的な食文化について理解を深めるため、季節に応じた郷土食や行事食などを提供します。
- 保育所では家庭と密接に連携を図り、個人差に十分配慮しながら発育発達段階に応じた給食を提供します。

主な取り組み	担当課
○ 各保育所などにおける子どもの発育発達段階に応じた給食の提供	保育課
○ 季節に応じた郷土食や行事食などの提供	保育課・学校管理課
○ 郡山産農産物を取り入れた、安全・安心な給食の提供	学校管理課

(4) 指導体制の充実

- 保育所及び小中学校では食育に関する計画を作成し、計画に基づき食育を推進します。給食・食育関係者を中心に、全職員が食育に対する意識を高め、指導力の向上を図るため、会議や研修会の開催を通して、食育の情報提供に努めます。

主な取り組み	担当課
○ 調理員などを対象とした食育研修	保育課
○ 各保育所による食育計画書の作成	保育課
○ 郡山市立小中学校における「食育推進の手引き」の活用	学校管理課
○ 各小中学校の食育推進全体計画の作成	学校管理課
○ 給食センター栄養職員による「食に関する指導」の実施	学校管理課
○ 給食・食育関係職員への研修会など	学校管理課

(5) 食文化継承のための活動

- 給食や食に関する指導において、和食や郷土料理などの伝統的な食文化の継承に努めます。

主な取り組み	担当課
○ 保育所地域ふれあい事業（食文化を含めた伝統行事の実施）	保育課
○ 給食に行事食を取り入れる	保育課・学校管理課
○ 学校給食の基本献立に郷土料理、和食などを取り入れる	学校管理課



<学校給食>



<学校給食 郷土料理(鯉)>

(6) 歯科保健活動を通じた食育推進

- 歯科口腔保健領域では、「食べる器官」である歯と口の視点から、乳幼児期からの「飲み方、噛み方、味わい方」など「食べ方を育てる」食育を推進します。
- この時期は乳歯から永久歯へ移行する時期であり、歯や口の健康が「食べる」という機能面に大きく影響するため、「噛ミング30」をはじめとする歯科保健分野からの食育推進を行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯磨き指導 ○ フッ化物洗口 ○ 給食後の歯磨き指導、保健だよりによるむし歯予防の情報提供 ○ 授業や学級活動、保健だよりによる歯科情報の周知 	こども家庭未来課・保健所健康づくり課 学校管理課 保育課・学校管理課 学校管理課



<歯科指導(小学校)>



<保健所巡回歯科指導>

(7) 食育による健康状態の改善等の推進

- 児童生徒の健康状態を把握し、健康状態の改善などに必要な知識を普及するとともに、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを行います。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定給食施設における肥満・やせが増加している施設への助言・指導 ○ 肥満傾向の児童の保護者に対し、健康診断の結果を提示・意識付け ○ 各学校で教職員・学校医と連携し食の課題を含めた健康課題への対応 ○ 学校栄養職員がいない学校による栄養教諭派遣事業などの活用 	保健所健康づくり課 保育課 学校管理課 学校管理課



<栄養教諭派遣事業>

3 食育推進運動の展開



市民一人ひとりが食育への理解を深め、「新たな日常」の中でもライフステージに応じて生活の中で実践し、市民運動として継続的に展開することが必要です。そのため、民間団体などとの相互連携を図り、多様なニーズに対応した取り組みを支援し、幅広い分野において食育を推進する必要があります。

(1) 食育に関する市民の理解の促進

- 食をめぐる課題や食育の意義・必要性などについての市民の理解を深め、自ら食育に関する活動ができるよう、具体的な実践方法や食育活動について、各種イベントなどを通して、周知啓発を図ります。



<食育展示>

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内放送、リーフレットの配布、展示 ○ ウェブサイト、SNSを利用した周知 	保健所健康づくり課 保健所健康づくり課

(2) 民間団体・関係機関との連携

- 食育推進運動の展開にあたっては、食育に係る多様な関係者の主体的な取り組みを促すとともに、横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進し、協働体制の構築などを推進します。
- 本市を拠点として活動するプロスポーツチーム等と連携し、食育を推進します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり推進懇談会 ○ プロスポーツチーム等との連携による食育の推進 	保健所健康づくり課 スポーツ振興課

(3) 食育月間及び食育の日の実施

- 毎年6月の食育月間及び毎月19日の食育の日の周知啓発や効果的な取り組みを通し、継続的な食育推進運動を行っていくことで、さらに市民の食育に対する理解を深め、食育の一層の充実と定着を図ります。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内放送・展示・各種イベントを通しての周知 	保健所健康づくり課

4 食と農の連携や環境と調和のとれた持続可能な食育の推進



食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、多くの人の様々な活動に支えられています。生産者と消費者との交流、農林漁業体験、地産地消の推進等を通して、食生活が自然の恩恵や多くの人の様々な活動に支えられて成り立つことの理解を深める食育の推進が必要です。

また、食料の生産から消費等に至る食の循環が環境へ与える影響に配慮して、食品ロスの削減の推進等、食と環境の調和により持続可能なものとなる必要があります。

(1) 都市と農山村の交流と農業体験活動の促進

- 食と食を生み出す場である農林漁業に対する関心と理解を高めるため、消費者と生産者の交流を促進します。
- 農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化や受入体制の整備などを進めます。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○ ウェブサイトによる市民菜園開設状況についての情報提供 ○ ふれあい体験農園 	<ul style="list-style-type: none"> 園芸畜産振興課 園芸畜産振興課



(2) 地産地消の推進と地場産物のPR

- 地域特性を活かして生産される野菜などのブランド化を推進するとともに、農・商・工・観光連携による新たな特産品づくりやPRを支援します。
- 本市のブランド産品や特産品のPRの場となる各種イベント(直売会、フェスティバルなど)の支援と積極的な参加に努めます。
- 生産者の取り組み等を伝え、地産地消につながるよう支援します。
- 郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例に基づき、毎月8日の『こおりやま「お米の日」』を活用しながら、事業者や市民と一体となり、米粉の普及も含めた地元産米の消費拡大を推進します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none">○ こおりやま産業博の支援○ 特産品の開発支援と首都圏などでの販売イベントでのPR○ 市場料理教室○ 首都圏や姉妹都市などで開催する観光物産フェア等でのPR○ フロンティアファーマーズ(生産者のインタビュー記事・写真掲載)○ 毎月8日『こおりやま「お米の日」』に合わせた各種PRや米粉の普及推進	<ul style="list-style-type: none">農業政策課園芸畜産振興課総合地方卸売市場管理事務所観光課園芸畜産振興課園芸畜産振興課

(3) 食と農に関する学習機会や情報提供の促進

- 市民が意欲的に「食」と「農」について学習できる環境づくりを目指します。

主な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none">○ 教育研究機関との連携協定を通じた公開授業等の開催○ 郡山市農業振興アドバイザーによる講演会等の開催○ きらめき出前講座○ ふれあい体験農園○ 郡山市民食糧問題懇話会による農産加工体験への協力	<ul style="list-style-type: none">農業政策課農業政策課農業政策課・園芸畜産振興課園芸畜産振興課農業委員会

毎月8日はこおりやま「お米の日」

毎月8日をこおりやま「お米の日」とする条例が施行されました。郡山市は猪苗代湖の豊富な水を引き込んだ“安積疏水”により、豊かな水田が広がる日本有数の米どころです。米作りに最適な条件が整ったこの地で育てられた郡山産のブランド米「あさか舞」は美味しいお米として高い評価を得ています。



(4) 食品ロス削減及び食品リサイクルの推進

- 消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動などを実践する自覚の形成を図るため、周知啓発を行います。
- 食品廃棄物の発生抑制や再生利用(食品リサイクル)など普及啓発のため、情報提供を行います。
- 家庭等における食品等の廃棄状況等を把握するための調査を行うことにより、廃棄量や廃棄内容の傾向を把握します。

主な取り組み	担当課
○ 生ごみ減量啓発事業 (生ごみ処理容器のコンポスト容器、ボカシ容器を無償貸与)	3R推進課
○ 各種広報事業	3R推進課
○ 3Rフェスティバル「生ごみ減量！減るしいレシピ」コンクール	3R推進課
○ 食品ロス実態調査	3R推進課
○ 手前どり運動の推進	3R推進課

(5) 農林業者等による食育推進や農山村の維持・活性化の支援

- 農林業者などによる食育活動や地域で食育を進める上で貴重な場となる、農山村の活性化を図るため、情報提供や支援を行います。

主な取り組み	担当課
○ 農業体験活動や農家民宿を行う農業者などに関する情報発信・支援	農業政策課

(6) 環境と調和のとれた食料生産と消費の推進

- 持続性の高い農業生産方式を導入する「特別栽培農産物^{※4}」、「有機農産物^{※5}」を生産する農家を育成・支援します。
- 環境に配慮した農林水産物・食品^{※6}への理解を深め、選択することができるよう周知啓発を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 「特別栽培農産物」、「有機農産物」生産農家の育成・支援	園芸畜産振興課
○ ウェブサイト等を通じた環境に配慮した農林水産物・食品の周知	保健所健康づくり課

※4 特別栽培農産物：その農産物が生産される地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

※5 有機農産物：農地の自然循環機能の維持増進を図り、化学農薬、化学肥料に頼らず栽培された農産物。

※6 環境に配慮した農林水産物・食品：農薬や化学肥料に頼らず生産された有機農産物や、過剰包装でなくごみが少ない商品など、環境への負荷をなるべく低減したもの。

5 安全・安心な食生活からの食育の推進



健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持つことが必要であり、食品の安全性等に関する情報についても正しい情報提供が必要です。安全・安心な食生活を確保するためには、食品関連事業者による自主衛生管理の徹底やコンプライアンスを推進するとともに、行政による食品関係営業施設への監視指導も徹底する必要があります。

また、食の安全性についてのリスクコミュニケーションにより、食の安全に関する情報共有・意見交換を行い、関係者相互間の理解を深め、意識の向上を図ることが必要です。

(1) 食の安全に関する情報提供

- 市民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性についての情報を市民が十分に理解し活用できるよう考慮しつつ、市民にとってわかりやすい形で情報を提供します。

主な取り組み	担当課
○ 食品衛生講習会	保健所生活衛生課
○ パネル・ポスター展示、パンフレット配布	保健所生活衛生課
○ ファックスネットワーク事業による情報提供	保健所生活衛生課
○ ジュニア食品安全ゼミナール	保健所生活衛生課



<食品衛生講習会>



<ジュニア食品安全ゼミナール>

(2) 食品の安全性の確保

- 違反食品の流通防止や食中毒の発生、異物混入防止などの食品の事故の発生を未然に防止するため、指導や各種検査を行います。

主な取り組み	担当課
○ 市内で販売される各種食品の検査	保健所生活衛生課
○ 食品関係営業施設への立入検査	保健所生活衛生課
○ 食品衛生法に基づく収去及び検査（食肉中の残留動物用医薬品検査）	保健所食肉衛生検査所
○ 食肉衛生検査事業	保健所食肉衛生検査所
○ 農薬などの適正使用の指導	園芸畜産振興課

(3) リスクコミュニケーションの実施

- 市民・生産者・製造者・販売者及び学識経験者による食の安全に関する情報共有・意見交換を行い、関係者相互間の理解を深め、意識の向上を図ります。

主な取り組み	担当課
○ ジュニア食品安全ゼミナール	保健所生活衛生課

(4) 食品表示の適正化

- 食品表示に関する規定を一元化した食品表示法の下、食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組みます。

主な取り組み	担当課
○ 食品の適正な表示の指導	保健所生活衛生課・保健所健康づくり課

食中毒予防

手洗いは食中毒予防の第一歩です。

食中毒予防のポイント!

食中毒菌を

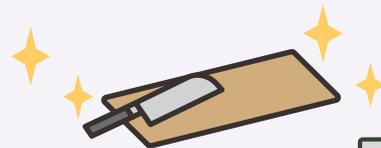
『つけない、増やさない、やっつける』



POINT
1

つけない

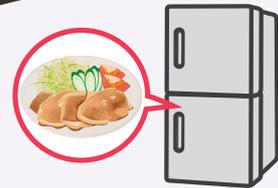
肉や魚を扱ったまな板や包丁は、こまめに洗いましょう。



POINT
2

増やさない

調理をしたらすぐ食べましょう。
すぐ食べない時には冷蔵庫で保管しましょう。



POINT
3

やっつける

食品は、中心部までしっかり加熱しましょう。



8月は『食品衛生月間』

6 食品の放射性物質対策の推進

食品の生産・流通・消費それぞれの段階における放射性物質対策を実施することにより、食の安全を確保することが必要であり、安全な農畜産物を生産するためにも放射性物質の影響を少なくする対応が必要です。今後も食品などを通じた放射線被ばくを低減するための取り組みや市民への正しい情報の発信など継続して実施する必要があります。

(1) 生産段階における対策

- 農地の除染やカリウム肥料の施用支援により農産物などへの放射性物質の移行を抑制し、県と連携したモニタリング検査により本市農産物の安全性の確保を図ります。

主な取り組み	担当課
○ 農作物への放射性物質吸収抑制対策	園芸畜産振興課

(2) 流通段階における対策

- 県や関係団体と連携し、基準値を超える食品が流通することがないように放射性物質検査を実施します。

主な取り組み	担当課
○ 農林水産物の食品中放射性物質スクリーニング検査	園芸畜産振興課・ 総合地方卸売市場管理事務所 保健所生活衛生課 保健所食肉衛生検査所
○ 放射性物質の基準値を超えた食品の流通防止	
○ 食肉（豚・馬等）の放射性物質スクリーニング検査	

(3) 消費段階における対策

- 保育施設及び小中学校の給食において、食材や給食を放射性物質測定器により、国の基準値よりもさらに厳しい市独自の基準を設けて検査を実施します。
- 市民が持ち込む食品（自家消費野菜）等に含まれる放射性物質検査を保健所において実施します。
- 水道水などのモニタリング検査を実施します。

主な取り組み	担当課
○ 市民が持ち込む食品（自家消費野菜）等に含まれる放射能検査	保健所総務課 保育課 学校管理課
○ 保育所給食の放射性物質検査	
○ 学校給食の放射性物質検査	

(4) 内部被ばく検査の実施

- ホールボディカウンターによる内部被ばく検査受検の機会を提供し、放射線による健康影響に対する不安の解消に努めます。

主な取り組み	担当課
○ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	保健所総務課

(5) 食品と放射能に関する知識の普及

- 食品と放射能に関する情報を発信します。

主な取り組み	担当課
○ 市ウェブサイトにおける放射性物質検査結果の公表	保健所総務課



<自家消費野菜等放射能検査>



<市ウェブサイト関連ページ>



自家消費野菜等の
放射能検査について



食品中の放射性物質の
検査結果について



学校給食に関する
放射性物質の検査結果
について



保育所給食の
放射性物質検査結果
について

〈ライフステージに応じた食育の推進〉

ライフステージ	乳幼児期(0～5歳)	学童期(6～12歳)	思春期(13～19歳)
目 標	食習慣の基礎づくり	望ましい食生活の定着	自立に向けた食生活の基礎づくり
●家庭・地域 における 食育の推進 ●保育所・ 幼稚園・ 学校における 食育の推進	食べ物や身体について知る	バランスの良い食事が健康につながることを知る	成長過程に必要な食事の量と質について理解する
	毎日朝ごはん		
	食事のリズムや生活習慣の基礎を身につける	朝食を欠食しないための生活時間を確立する	
	家族と一緒に楽しく食事をする	家族や友人と楽しく食卓を囲み、	
	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつができる	食器の並べ方や食事のマナーなどを身につける	
	食事のお手伝いができる	食事づくりに参加する	自分で食事をつくることができる
	噛む力・飲み込む力を身につける	よく噛んで食べる	
噛みがきの習慣を身につけ、むし歯を予防する			
食育推進 運動の展開	各種健診による相談・指導	食育に関する講演会・	
	幼稚園・保育所等での取り組み	学校等での取り組み(給食だより、掲示など)	
	「食育月間」		
食と農の連携 や環境と調和 のとれた持続 可能な食育の 推進	食べ物を大切にして、		
	栽培・収穫を通して食に関心をもつ	農業体験を通して食べ物と自然に大切にできる気持ちをもつ	食糧の流通や環境問題、世界の食糧事情を理解する
	食べ残しを		
	郷土料理、行事食等に触れる	家庭の味、郷土料理、行事食を経験して関心をもつ	
	旬の食べ物や地域の特産物を味わう	旬の食べ物や地域の特産物を知り、おいしく味わう	
安全・安心な食生活からの食育の推進	安全・安心な食事をとる	食の安全に関する知識をもつ	栄養成分表示や食に
食品の放射性物質対策の推進	放射性物質検査による		
	内部被ばく検査の実施による		

青年期(20~39歳)	壮年期(40~64歳)	高齢期(65歳~)
健康的な食生活の実践	健康的な食生活の維持	豊かな食生活の実現
適正体重を知って、自分の適量や栄養バランスを判断し、自己管理ができる		自分の身体を知り、適切な食生活を実践する
を食べる		
生活習慣・食習慣を整える		食生活を整え、いきいきと日々の生活を楽しむ
会話を楽しみながら食事をする		
食事のマナーを次世代に伝える		
家族のために食事をつくることができる		食事づくりを楽しむ
歯が健康で食事をおいしく食べることができる		噛む力・飲み込む力があり、楽しい食事・会話ができる
歯や口腔内の病気に関心を持ち、歯周病などの予防・改善を心がける		
各種イベントへの参加		
食育ボランティア活動の増加の促進		
「食育の日」の普及		
感謝の気持ちをもつ		
食生活で地球環境のためにできることを取り入れる		家庭菜園など、食の生産から消費までの流れに関わり伝える
出さない		
地域の郷土料理や行事食を大切に、日々の生活にいかす		郷土料理や行事食などの食文化を次世代に継承する
旬の食べ物や地域の特産物を日々の生活に取り入れ、おいしく味わい伝える		
関する問題などの情報から、安全・安心な食品を選択することができる		
食品の安全性の確保		
放射線に対する健康不安の軽減		

食生活指針

(文部科学省・厚生労働省・農林水産省策定)

自ら食生活の改善に取り組むための具体的な食生活の目標

食料生産・流通から食卓、健康へと幅広く食生活全体を視野に入れ、作成されていることが大きな特徴です。内容については、生活の質（QOL）の向上を重視し、バランスのとれた食事内容を中心に、食料の安定供給や食文化、環境にまで配慮したものになっています。

- 1 食事を楽しみましょう。
- 2 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- 3 適度な運動とバランスのよい食事で適正体重の維持を。
- 4 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- 5 ごはんなどの穀類をしっかりと。
- 6 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。
- 7 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。
- 8 日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。
- 9 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
- 10 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。



第4章 食育の推進体制

- 1 推進体制・関係者の役割
- 2 計画の進行管理と評価



第4章 食育の推進体制

1 推進体制・関係者の役割

食育の推進にあたっては、家庭(市民)を中心に食育関係者と行政(市)が連携・協力しながら取り組みを進めます。

市民(家庭)

市民一人ひとりが「食」に関する正しい知識を身に付け、生涯にわたり健全な食生活の実践に努めることが期待されています。



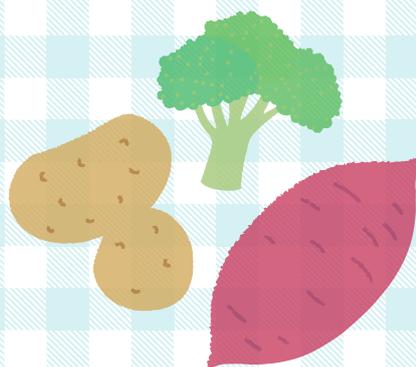
教育・保育関係者	乳幼児期から学童期における発育発達段階に応じた、望ましい食習慣の定着、「食」を通じた人間形成及び家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、「食」に対する取り組みを積極的に進めることが期待されています。
農林水産業関係者	市民への安全で安心な農産物等の提供をはじめとし、農林業等の様々な体験・交流の場を通して、地域ぐるみで食育へ取り組むことが期待されています。
保健医療関係者	乳幼児から高齢者までのライフステージにあわせた栄養指導をはじめ、生活習慣病と「食」の関わりなど正しい健康情報の提供に努めることが期待されています。
食品事業関係者	安全・安心な食事の提供をはじめ、食品の製造・加工・流通・調理・販売や正しい情報の発信に努め、自主的かつ積極的に食育を進めることが期待されています。
地域・ボランティア	地域ぐるみやボランティア活動での食生活改善や食文化の継承など、積極的に食育へ取り組むことが期待されています。
行政(市)	本計画に基づき、様々な食育分野の関係者との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な食育の推進に努めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に基づく具体的な取り組みの進行状況や数値目標の達成状況については、市民アンケート調査等を実施し、現状を把握します。

また、郡山市健康づくり推進懇談会において、意見を聴取し、効果的な食育の推進に努めます。

資料編



目次

食をめぐる現状と課題

1 人口・世帯数	P39
(1) 人口の推移・世帯数	P39
(2) 人口構成	P39
2 市民の健康	P40
(1) 平均寿命の推移	P40
(2) 主要死因	P40
(3) 肥満・やせの割合	P41
(4) 自分の適正体重を認識している人の割合	P42
(5) 健康を維持するために食生活を心がけている人の割合	P42
3 市民の食生活	P43
(1) 毎日朝食を食べる人の割合	P43
(2) 主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合	P43
(3) 毎日野菜を摂取している人の割合・1日に摂取する野菜の量	P44
(4) 果物を摂取する頻度	P44
(5) 塩分をとり過ぎないように意識している人の割合	P45
(6) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	P45
(7) 子どもに時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合	P46
(8) 朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人の割合	P46
(9) 外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合	P47
(10) 栄養成分表示をしている施設の割合	P47
(11) 健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合	P48
4 食育への関心	P48
(1) 食育という言葉を知っている人の割合	P48
(2) 食育に関心がある人の割合	P48

5 食品ロス・食と農 P49

- (1) 食品ロス削減のために取り組んでいること P49
- (2) 農林漁業体験を経験したことがある人の割合 P49
- (3) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合 P50
- (4) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合 P50

6 食の安全・安心 P50

- (1) 食品の安全性に関する基礎的な知識がある人の割合 P50
- (2) 食中毒の発生状況 P51
- (3) 違反食品の発生状況 P51
- (4) 放射性物質の検査結果 P52
- (5) 災害に備え備蓄している食品・備蓄している日数 P53

7 その他 P54

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行前後の変化 P54

(参考資料)

- ・ 郡山市健康づくり推進懇談会開催要綱 P55
- ・ 郡山市健康づくり推進懇談会委員名簿 P56
- ・ 郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議設置要綱 P57
- ・ 計画策定までの経過 P60
- ・ 食育基本法 P61

食をめぐる現状と課題

第四次郡山市食育推進計画の策定にあたり、国勢調査や人口動態統計の他、市で実施した「郡山市健康づくり・食育に関するアンケート」などから現状と課題の把握を行いました。

市で実施した調査の概要を以下に示します。

<郡山市健康づくり・食育に関するアンケート(市民アンケート)>

1 調査目的

郡山市民の健康づくりや食育に関する意識や状況を把握するため

2 調査期間

令和3(2021)年11月1日から11月30日まで

3 調査対象

(1) 無作為抽出した客体(回答率42.9%)

成人2,193人、母子768人、飲食店等100店舗、特定給食施設150施設

(2) 市内の小学4年生及び6年生、中学生、高校生(回答率100%)

小学生1,030人、中学生764人、高校生605人

<郡山市小学校児童・中学校生徒の朝食摂取状況調査>

福島県教育委員会で実施している「朝食を見直そう週間運動」により、郡山市小学校児童、中学校生徒の朝食摂取状況を把握する調査。

1 調査目的

朝食摂取を基本とした望ましい食習慣の形成を図る

2 調査期間

年2回(6月と11月の任意の1週間を設定)

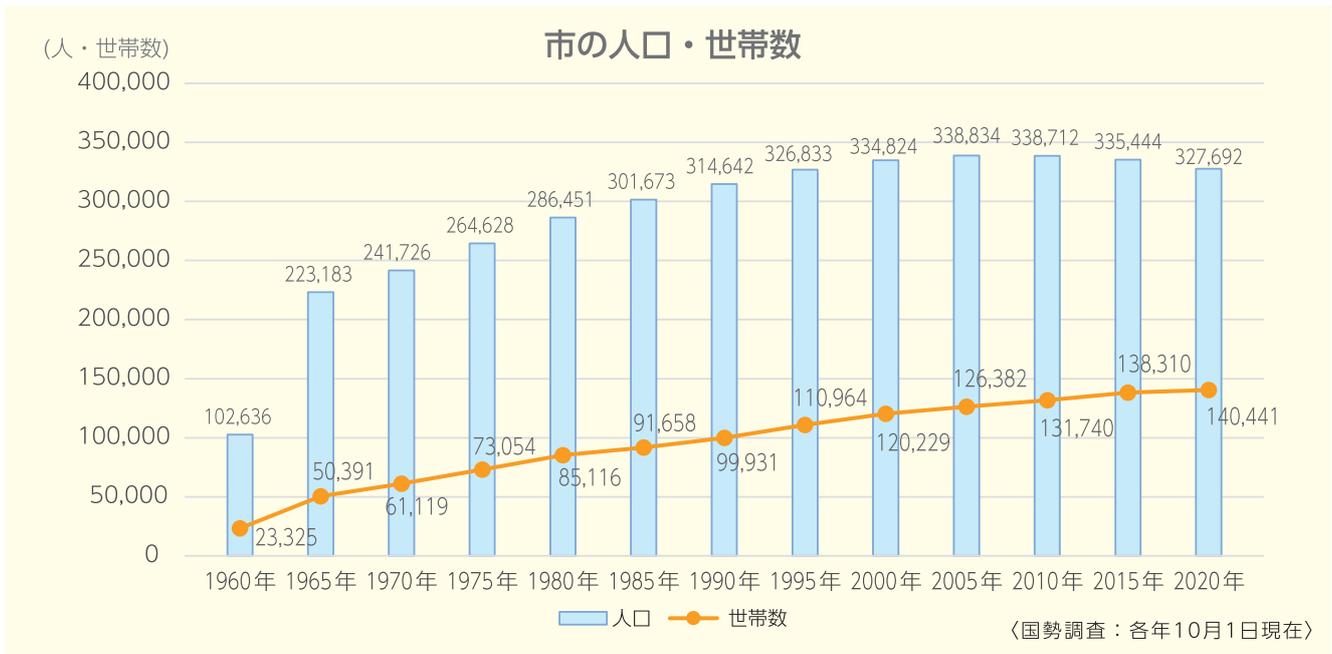
3 調査対象

全市立小学校、全市立中学校

1 人口・世帯数

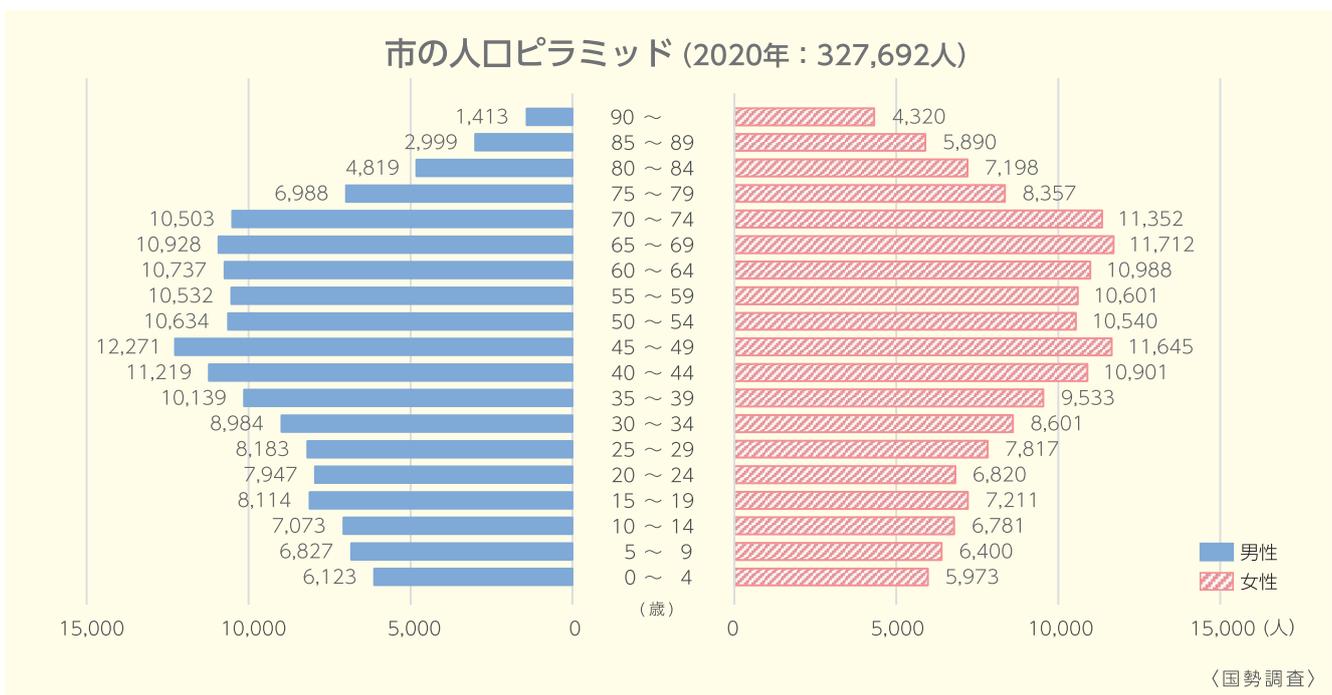
(1) 人口の推移・世帯数

昭和40（1965）年の大同合併、第2次ベビーブームの発生による自然増が続く中で、人口は緩やかに増加しましたが、出生率の低下による少子化が進む中で、人口の伸びは鈍化しました。平成23（2011）年の東日本大震災・原子力災害の発生により減少した人口が一時回復傾向にありましたが、現在は緩やかな減少傾向が続いています。



(2) 人口構成

人口ピラミッドは少子・高齢化が進んだ「つぼ型」になっています。子どもから高齢者まで健全な心身を保つためには、ライフステージに応じた切れ目のない生涯を通じた食育を推進することが重要です。



2 市民の健康

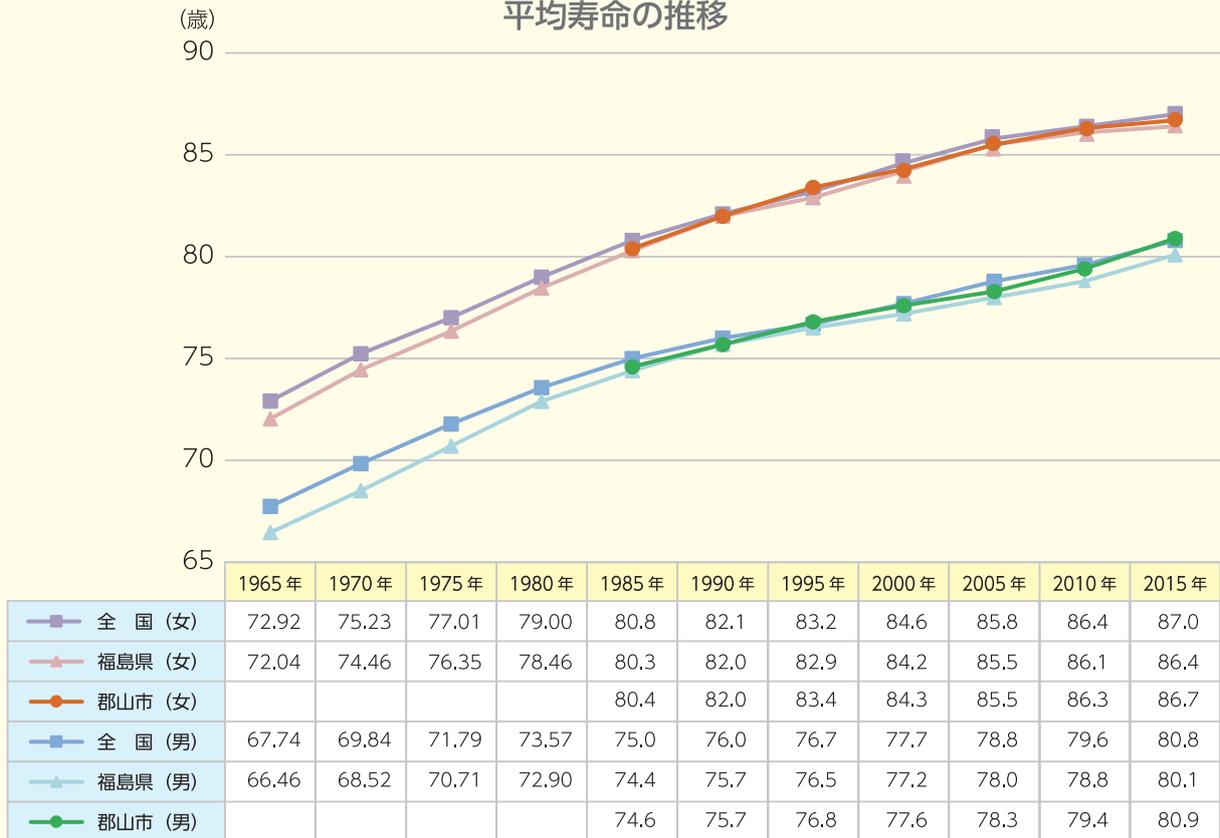
(1) 平均寿命の推移

平均寿命は国や福島県と同様に男女とも年々伸びています。[市町村別の平均寿命は昭和60(1985)年から算出されています。]

高齢化が進行する中で、引き続き健康寿命^{*1}の延伸を図るための取り組みが重要です。

^{*1}健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

平均寿命の推移

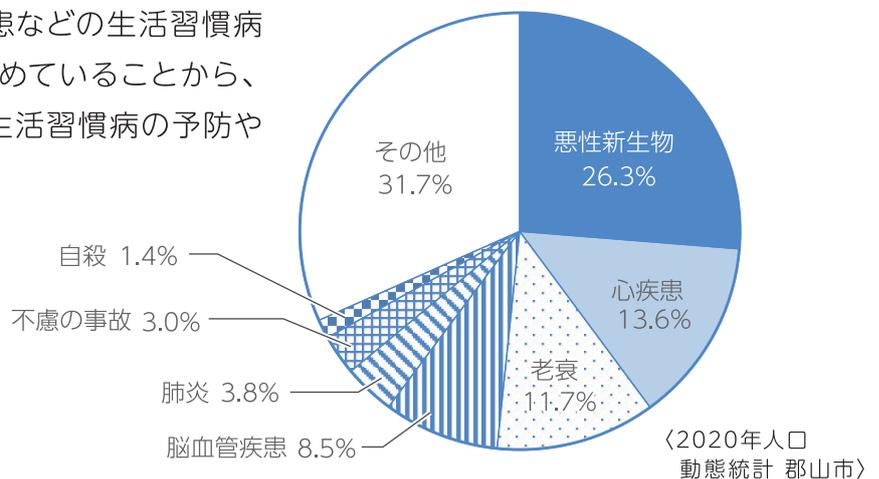


(都道府県別生命表及び市区町村別平均寿命)

(2) 主要死因

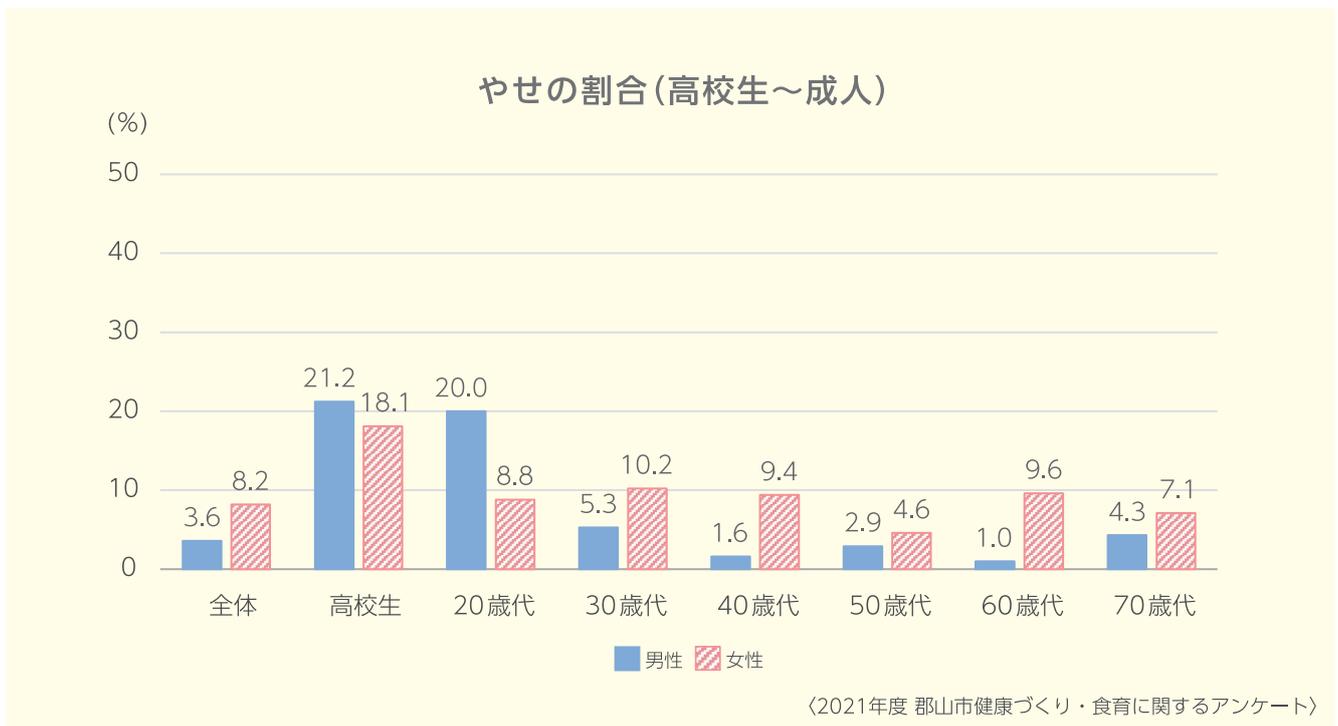
悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病による死亡が総死亡の約5割を占めていることから、望ましい食生活の意識・実践など生活習慣病の予防や改善の取り組みが重要です。

主要死因別構成割合



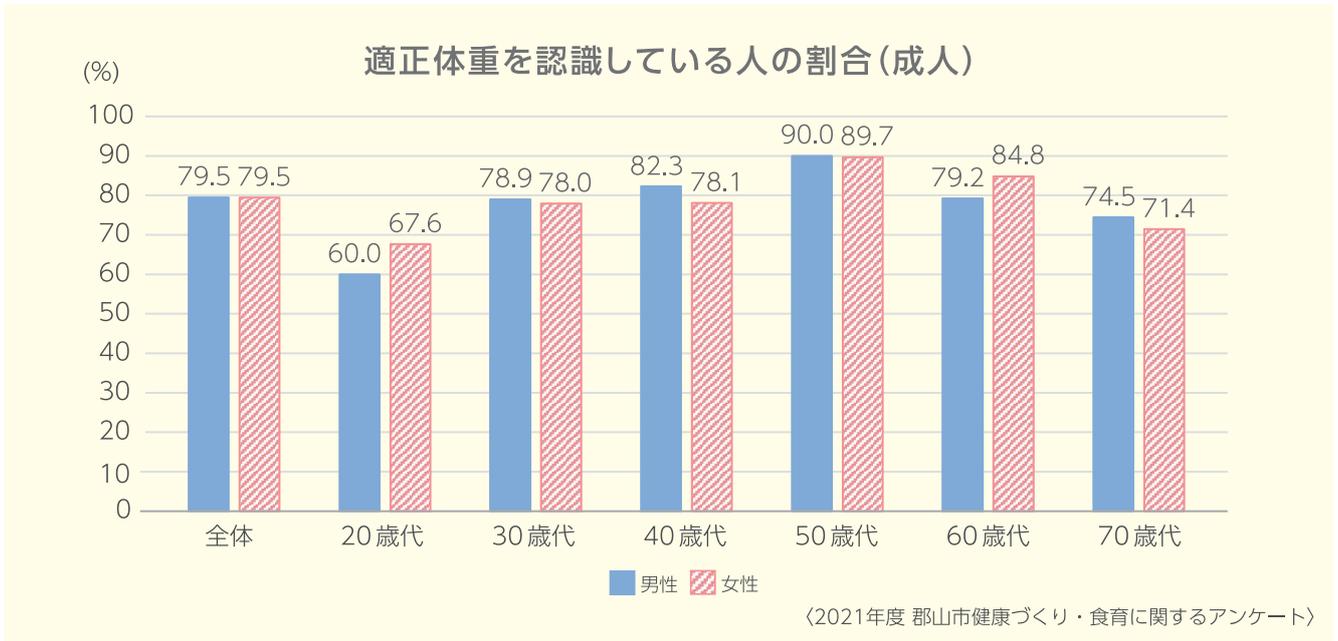
(3) 肥満・やせの割合

肥満の割合は、男性においては30歳代から40歳代で4割以上と高い値になっています。女性においては、40歳代以上で約2割と高い傾向にあります。やせの割合は、高校生の男女と20歳代男性が2割前後と高い傾向にあります。肥満者が増加する青壮年期、やせが多い10歳代から20歳代の若い世代に対して、適正体重の維持や健全な食生活の実践に向けた正しい知識の普及啓発が必要です。



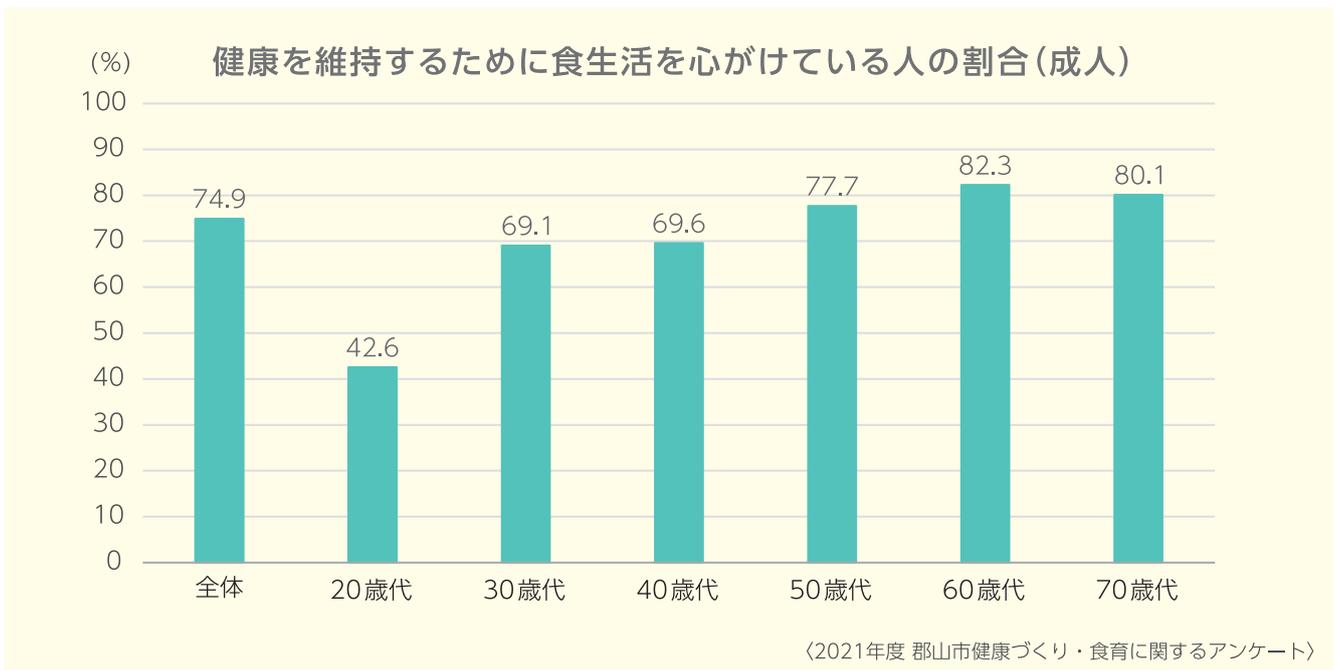
(4) 自分の適正体重を認識している人の割合

全体の約8割近くの人が適正体重を認識していますが、20歳代では約6割と全体よりも低い値となっています。若い世代では、理想と考えている体重と適正体重に差があることから、適正体重についての正しい情報や体重管理のための栄養バランスのとれた食生活等、適切な情報提供が必要です。



(5) 健康を維持するために食生活を心がけている人の割合

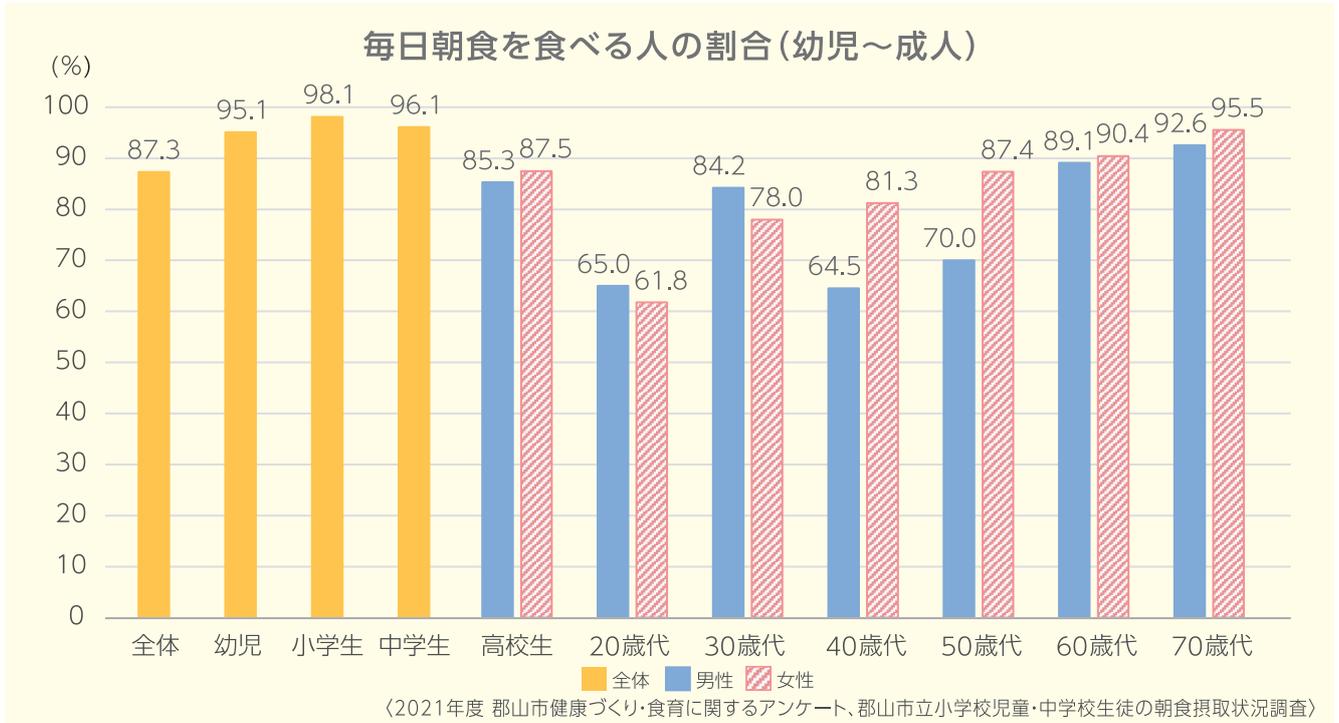
健康維持のために食生活を心がけている人は、60歳代以降では8割ですが、20歳代など若い世代での割合は低くなっています。将来の生活習慣病予防のためには、若い世代に対して食生活への関心を高めるための働きかけが必要です。



3 市民の食生活

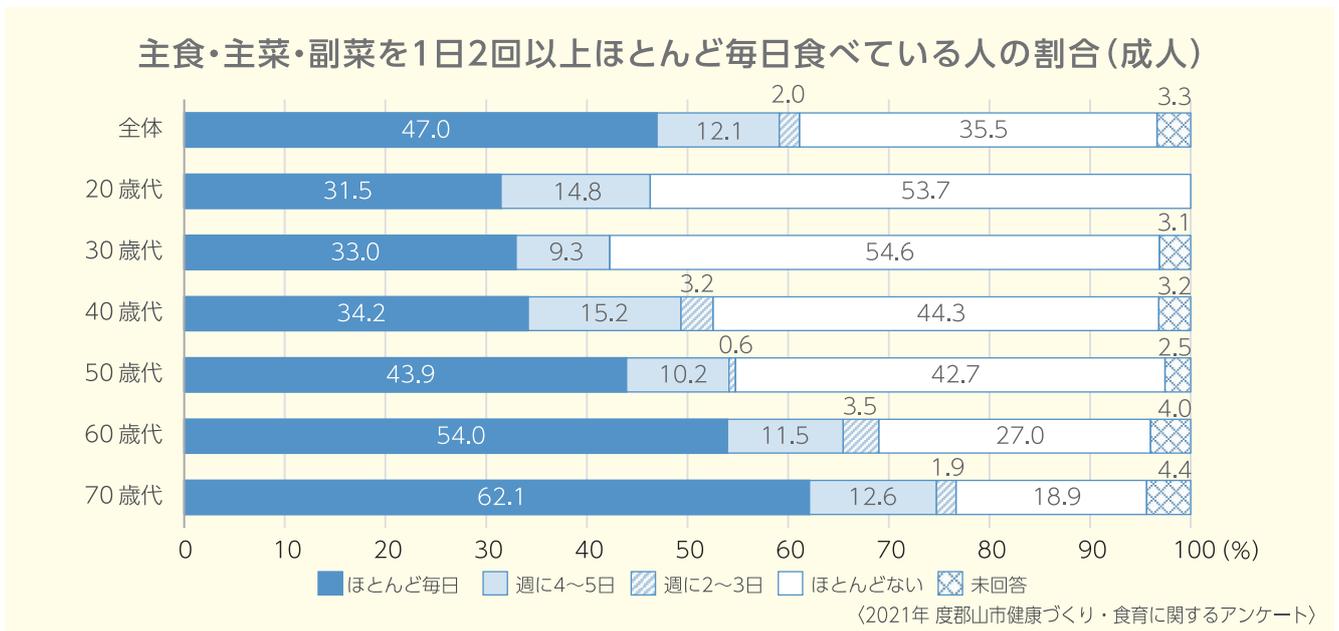
(1) 毎日朝食を食べる人の割合

毎日朝食を食べる人の割合は、20歳代男性・20歳代女性と40歳代・50歳代の男性で約6割～7割と低くなっています。若い世代・働き世代に対して、朝食を食べることのメリットや生活環境などの状況にあわせた摂取方法等の情報提供や支援が必要です。



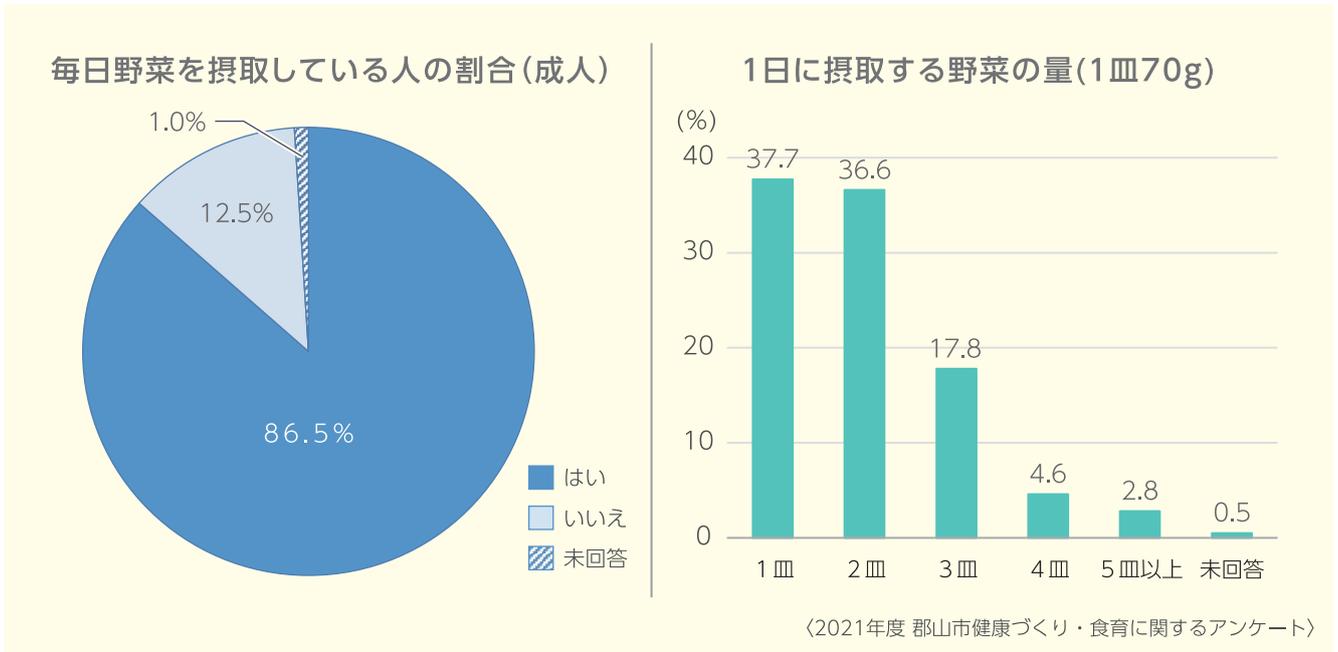
(2) 主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合

主食・主菜・副菜を1日2回以上ほとんど毎日食べている人の割合は、5割に満たなく、年代が若くなるほど低くなっています。主食・主菜・副菜をそろえることは、食事の基本であるため、継続した周知啓発、中食や外食における食環境づくりも必要です。



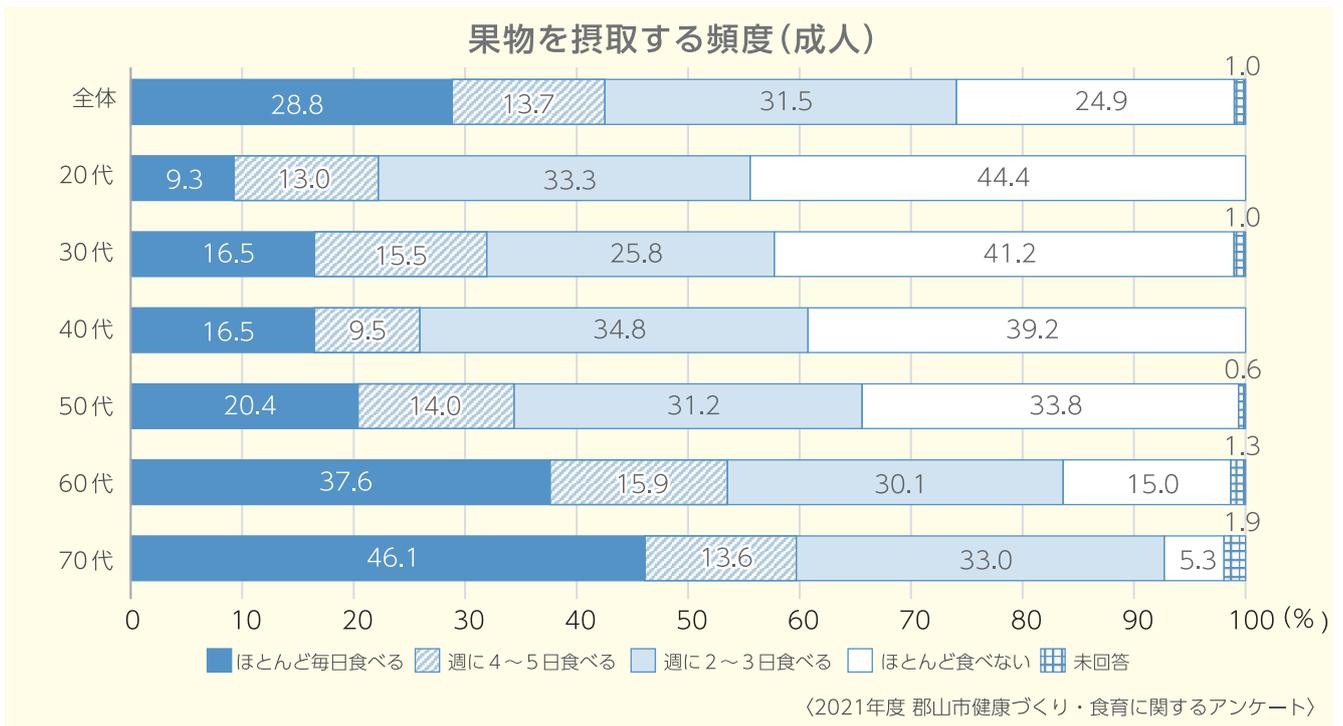
(3) 毎日野菜を摂取している人の割合・1日に摂取する野菜の量

毎日野菜を摂取している人の割合は8割を超えていますが、1日に摂取する野菜の量は1皿～2皿が多く、野菜の摂取目標量350gに相当する量(5皿以上)を食べている人は、少ない状況です。全年代を通して野菜の目標量や摂取方法等についての周知啓発が必要です。



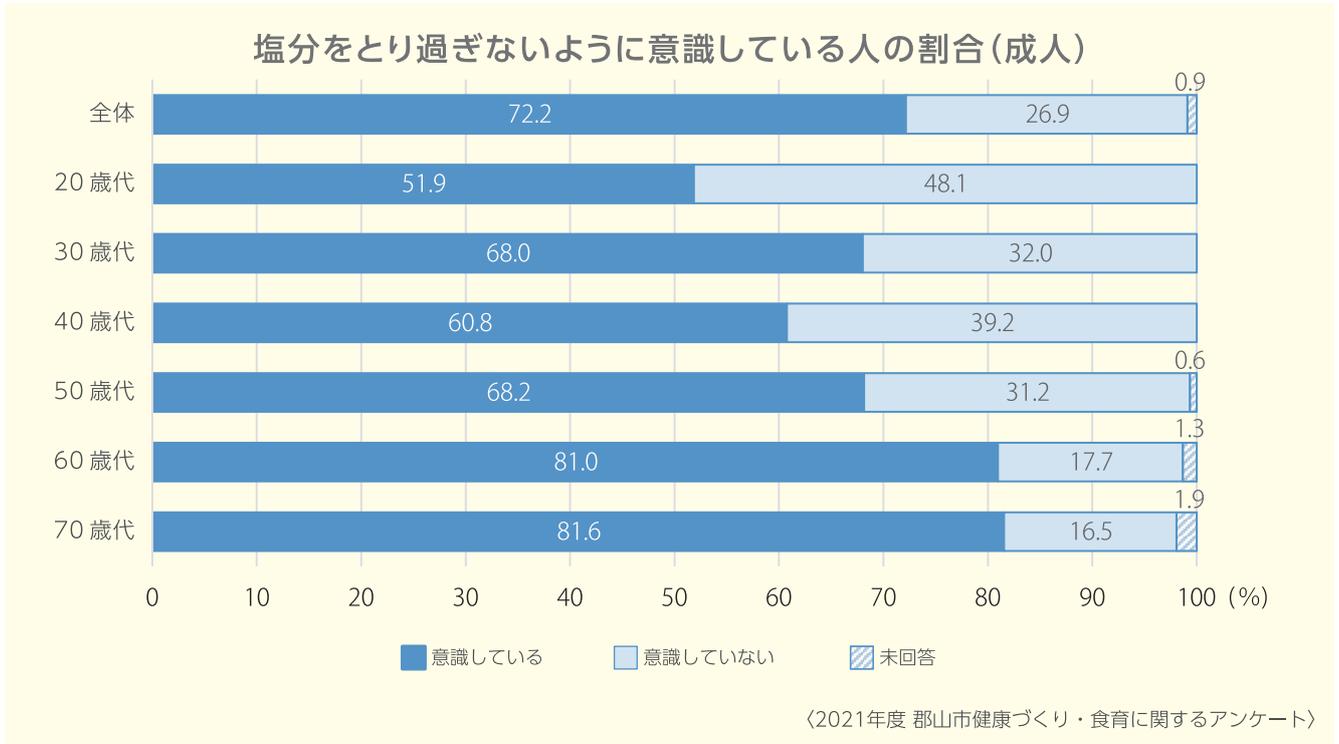
(4) 果物を摂取する頻度

果物は、20歳代から50歳代でほとんど食べない人が3割から4割いる状況にあり、ほとんど毎日食べる人より多くなっています。摂取量増加のため、果物摂取のメリットや適量についての周知啓発が必要です。



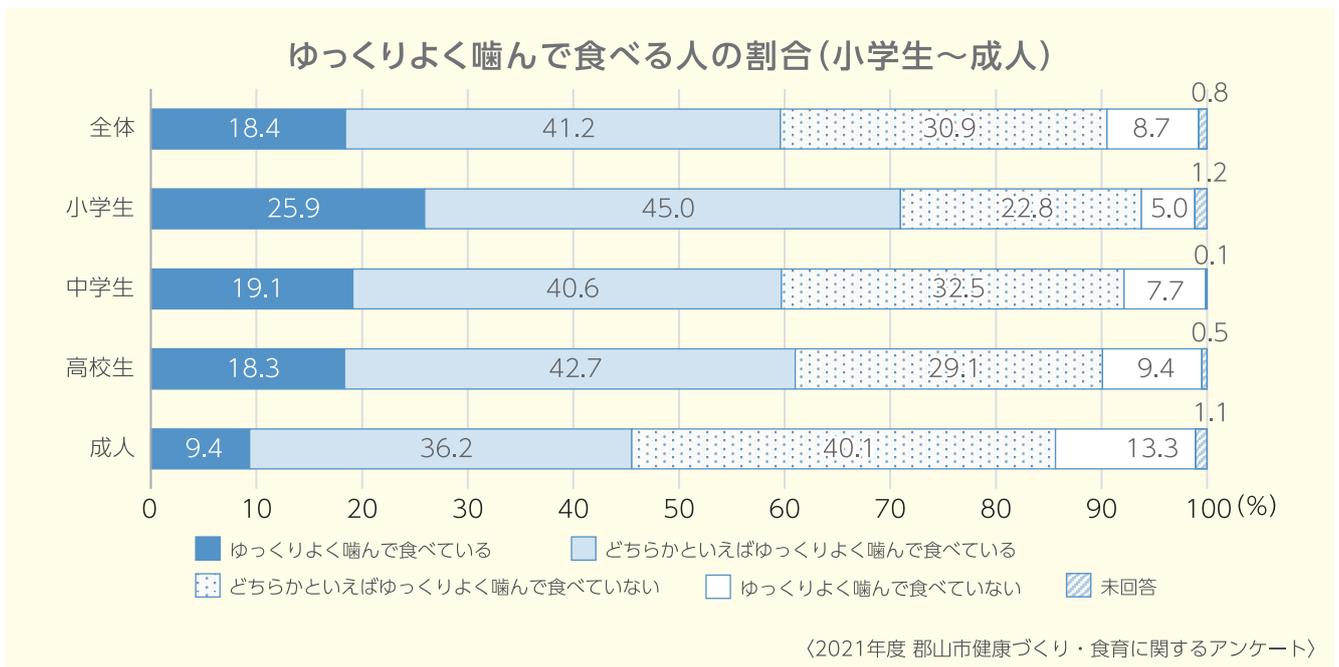
(5) 塩分をとり過ぎないように意識している人の割合

塩分をとり過ぎないように意識している人は、60歳代・70歳代では8割と高いですが、20歳代の若い世代では5割と意識が低くなっています。若い世代に対して減塩の必要性や減塩方法等の周知、全年代を通して減塩が自然にできる食環境づくりを推進することが必要です。



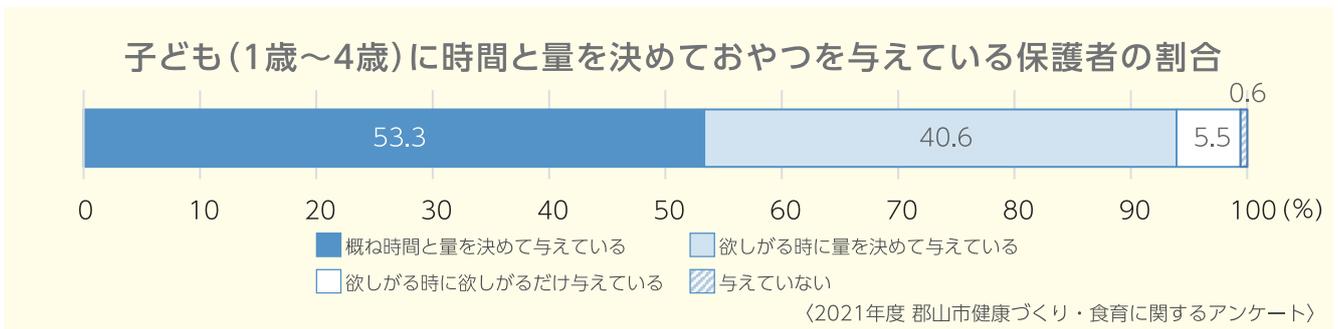
(6) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合

約6割の人がゆっくりよく噛んで食事を食べていますが、ゆっくりよく噛んで食べていない人が約4割いるため、全年代において「ゆっくり噛む」「よく噛む」など健康につながる「食べ方」を周知することが必要です。



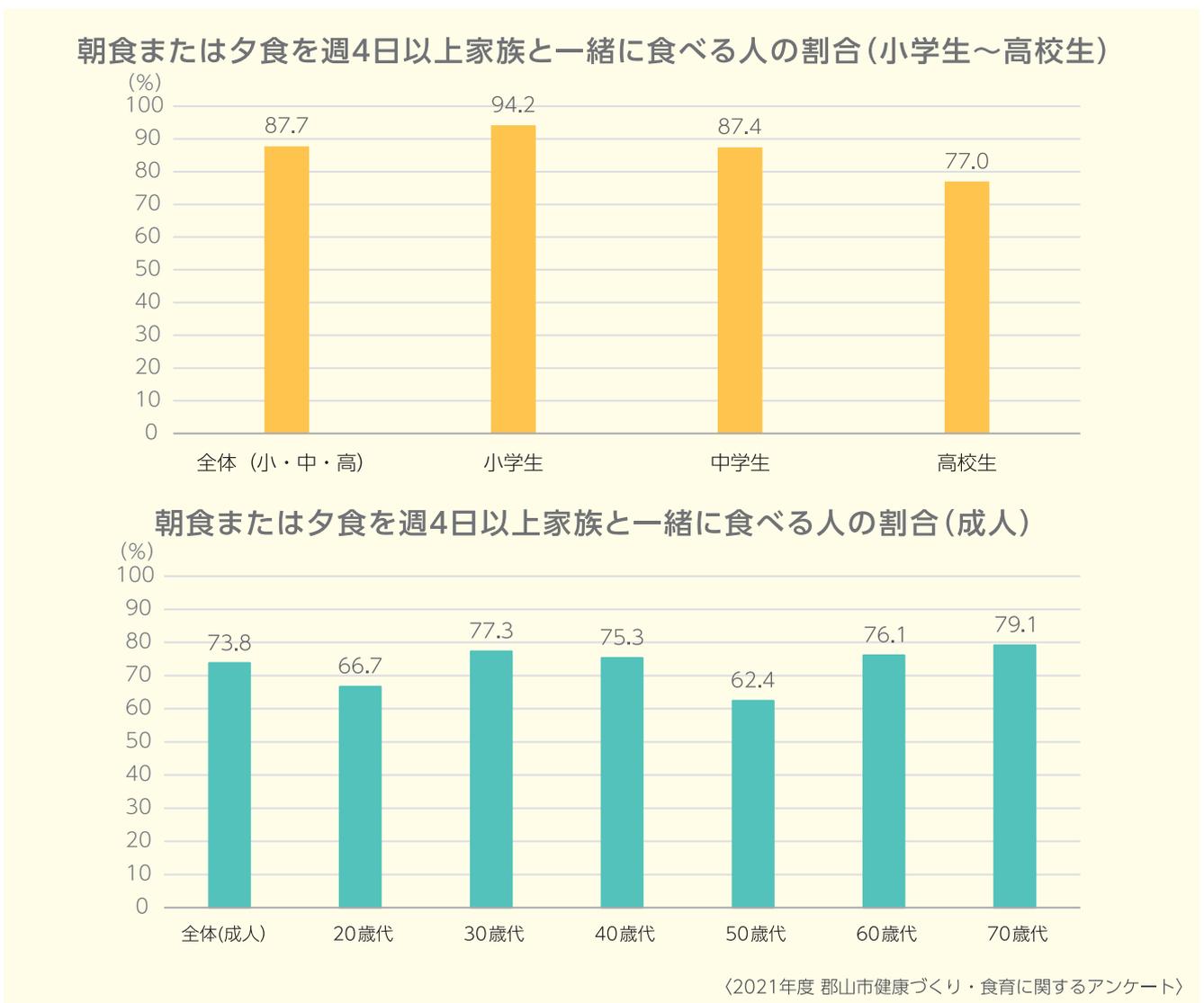
(7) 子どもに時間と量を決めておやつを与えている保護者の割合

おやつの時間と量を決めて与えている保護者は5割であり、おやつの与え方によっては肥満やむし歯の原因となるため、健診の栄養相談等をとおして継続した周知啓発が必要です。



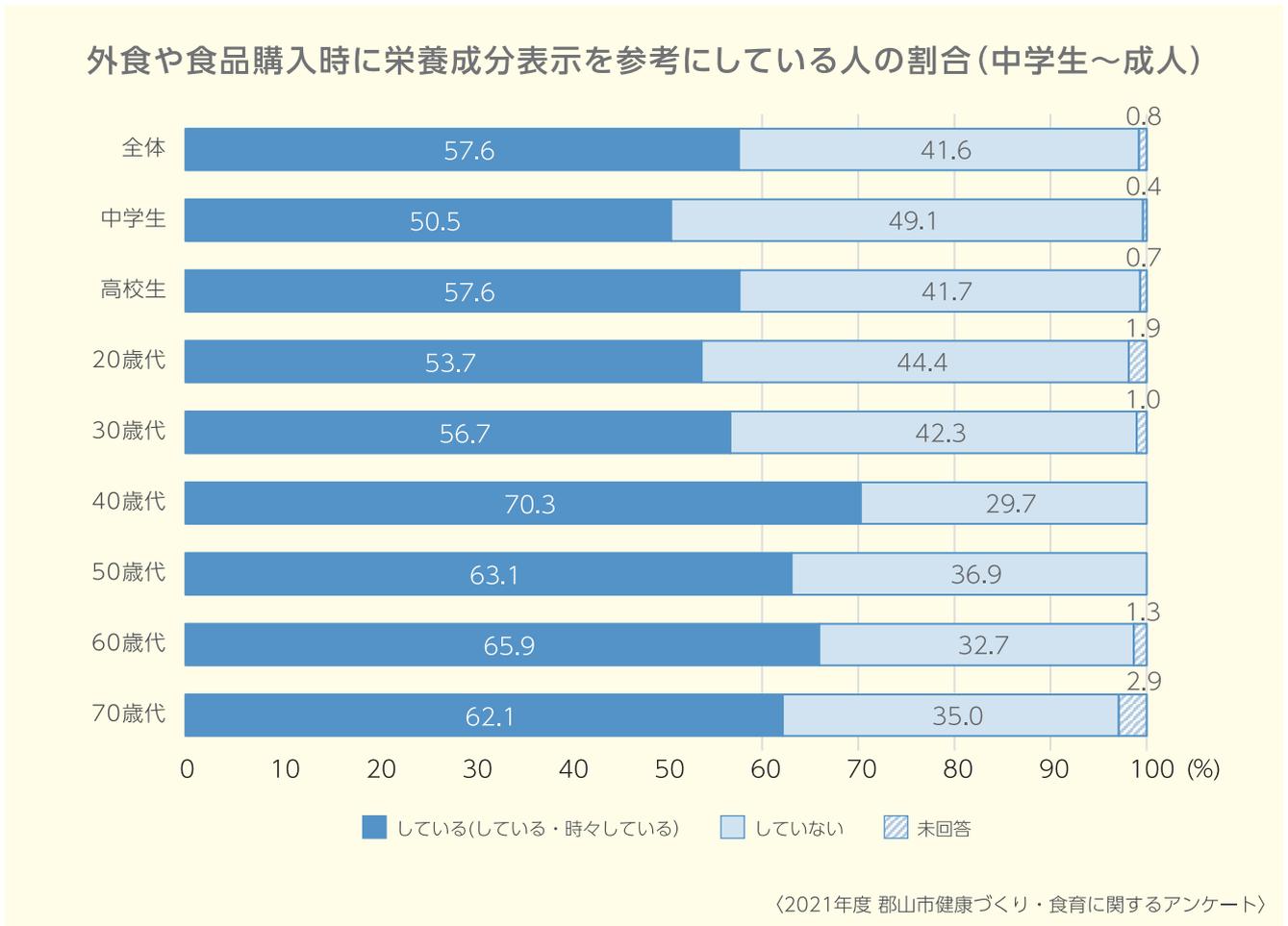
(8) 朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人の割合

朝食または夕食を週4日以上家族と一緒に食べる人は、小学生から高校生では約8割、成人では約7割となっています。家族の状況等により一緒に食事をするのが難しい場合もありますが、できるだけ共食につながるよう、共食の大切さを周知啓発することが必要です。



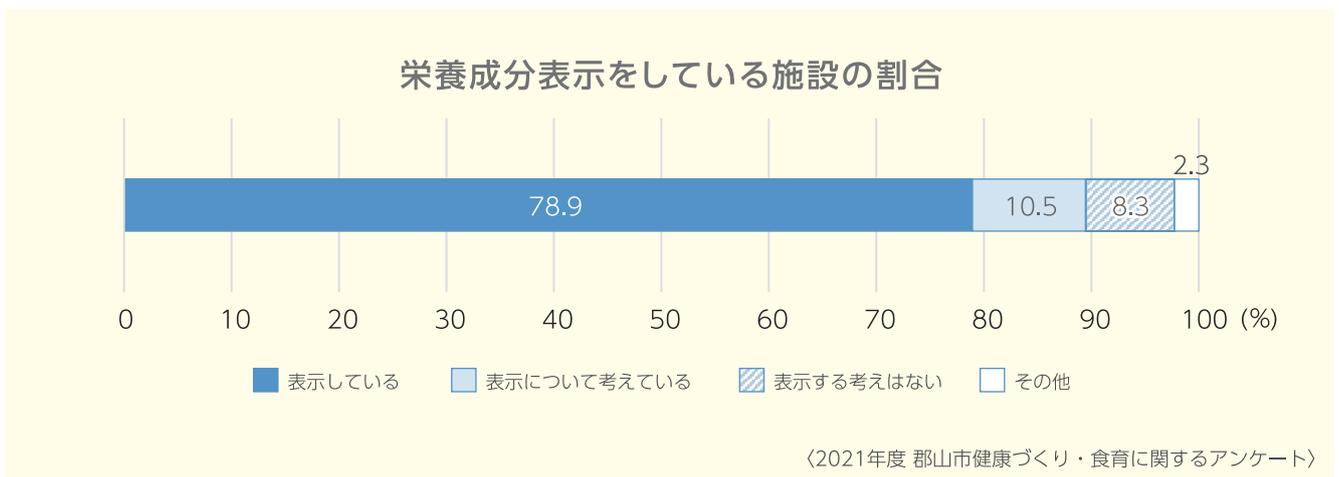
(9) 外食や食品購入時に栄養成分表示を参考にしている人の割合

栄養成分表示を参考にしている人の割合は、約5割程度であり、栄養成分表示の見方や活用方法について広く周知啓発が必要です。



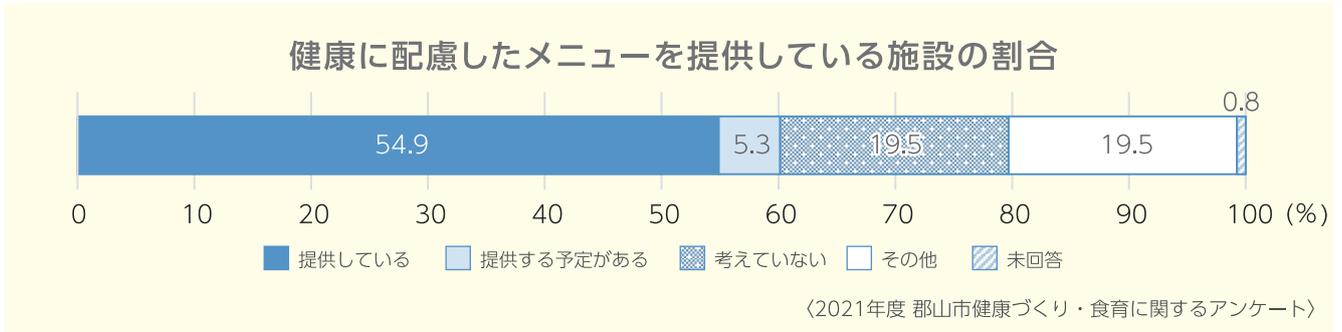
(10) 栄養成分表示をしている施設の割合

回答施設は給食施設が多く、栄養成分表示をしている施設の割合は約8割と高い値です。給食施設だけでなく、中食や外食の食環境づくりも大切になってくることから、今後も食品やメニューへの栄養成分表示について、飲食提供施設等に働きかけていく必要があります。



(11) 健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合

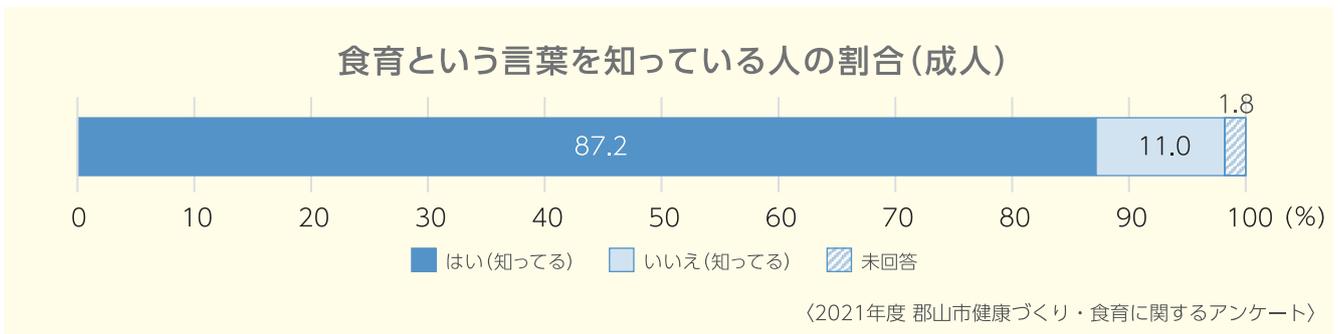
健康に配慮したメニューの提供をしている施設の割合は、約5割であり、中食や外食においても栄養バランスや減塩等に配慮することが大切であることから、今後も飲食提供施設に働きかけていくことが必要です。



4 食育への関心

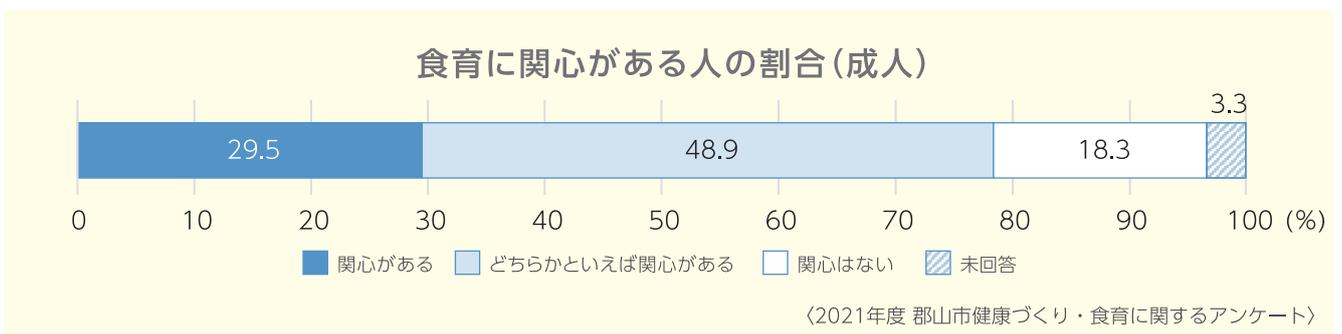
(1) 食育という言葉を知っている人の割合

食育という言葉を知っている人の割合は8割を超えており、食育の認知度は高くなっています。今後は、食育の周知を継続すると共に、言葉だけでなく、内容についてもさらなる周知が必要です。



(2) 食育に関心がある人の割合

食育に関心がある(関心がある・どちらかといえば関心がある)人は約8割近く、高い値となっています。今後は関心がない人の関心度が上がるよう、周知啓発等を継続することが必要です。

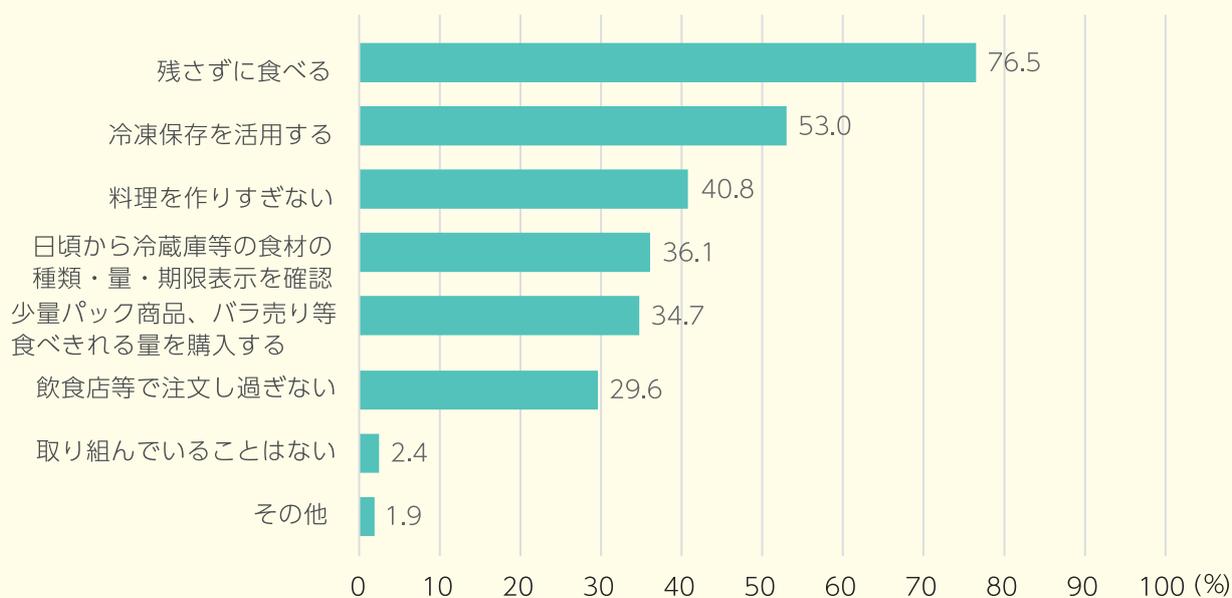


5 食品ロス・食と農

(1) 食品ロス削減のために取り組んでいること

食品ロス削減のために何らかの取り組みをしている人は、9割を超えており、取り組みとしては、「残さずに食べる」が7割と最も高くなっています。食品ロス削減には、家庭での取り組みも重要であることから、今後も周知啓発を継続することが必要です。

食品ロス削減のために取り組んでいること(成人)

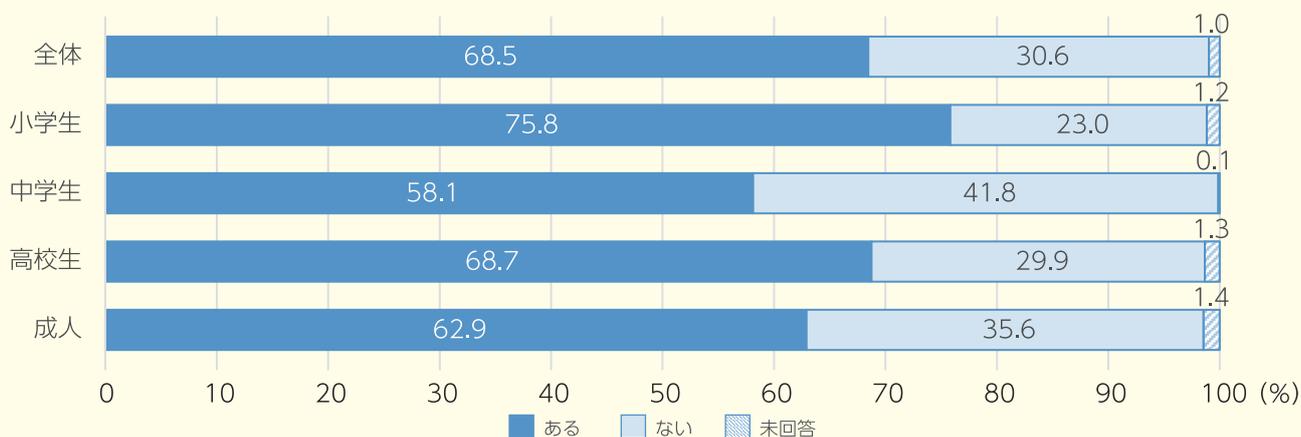


〈2021年度 郡山市健康づくり・食育に関するアンケート〉

(2) 農林漁業体験を経験したことがある人の割合

農林漁業体験は、どの年代においても約6割以上の方が体験しています。食べ物の生産の場を見ることにより、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心が高まることから、体験活動の場は重要であり、今後も継続して提供していく必要があります。

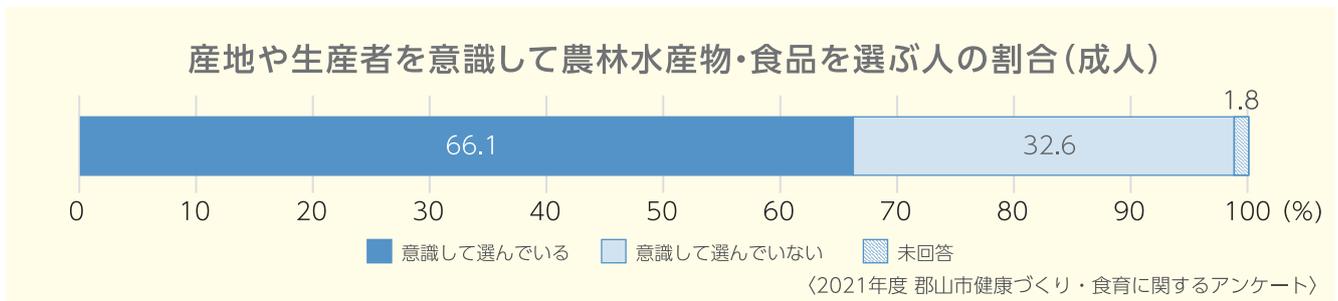
農林漁業体験を経験したことがある人の割合(小学生～成人)



〈2021年度 郡山市健康づくり・食育に関するアンケート〉

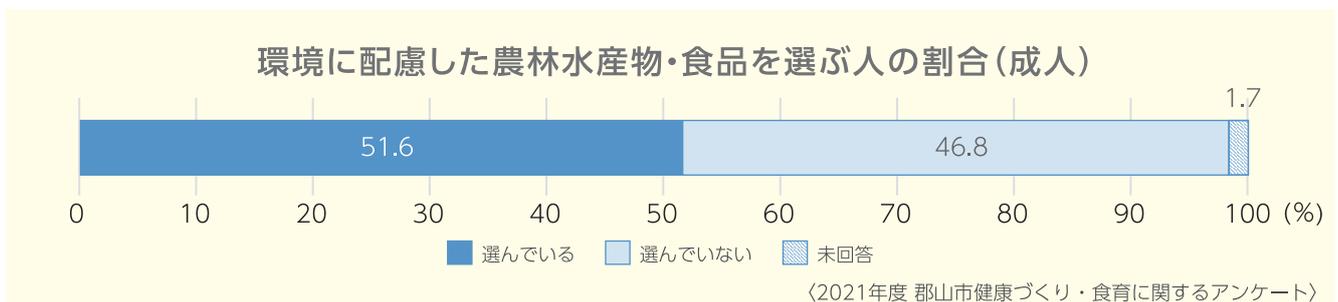
(3) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合

産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人は約6割います。農業者の減少・高齢化や農地の減少など課題が多いなか、農林水産業の役割を理解し、支え合うことが必要です。生産者と消費者の交流等、より多くの人々が地元産品や生産者を意識して農林水産物を選ぶことができる取り組みが必要です。



(4) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合

環境に配慮した農林水産物・食品を意識して選んでいない人が約5割います。環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らすこととなり、持続可能な食料システムの構築にもつながります。環境に配慮した農林水産物や食品を選択できるような周知が必要です。



6 食の安全・安心

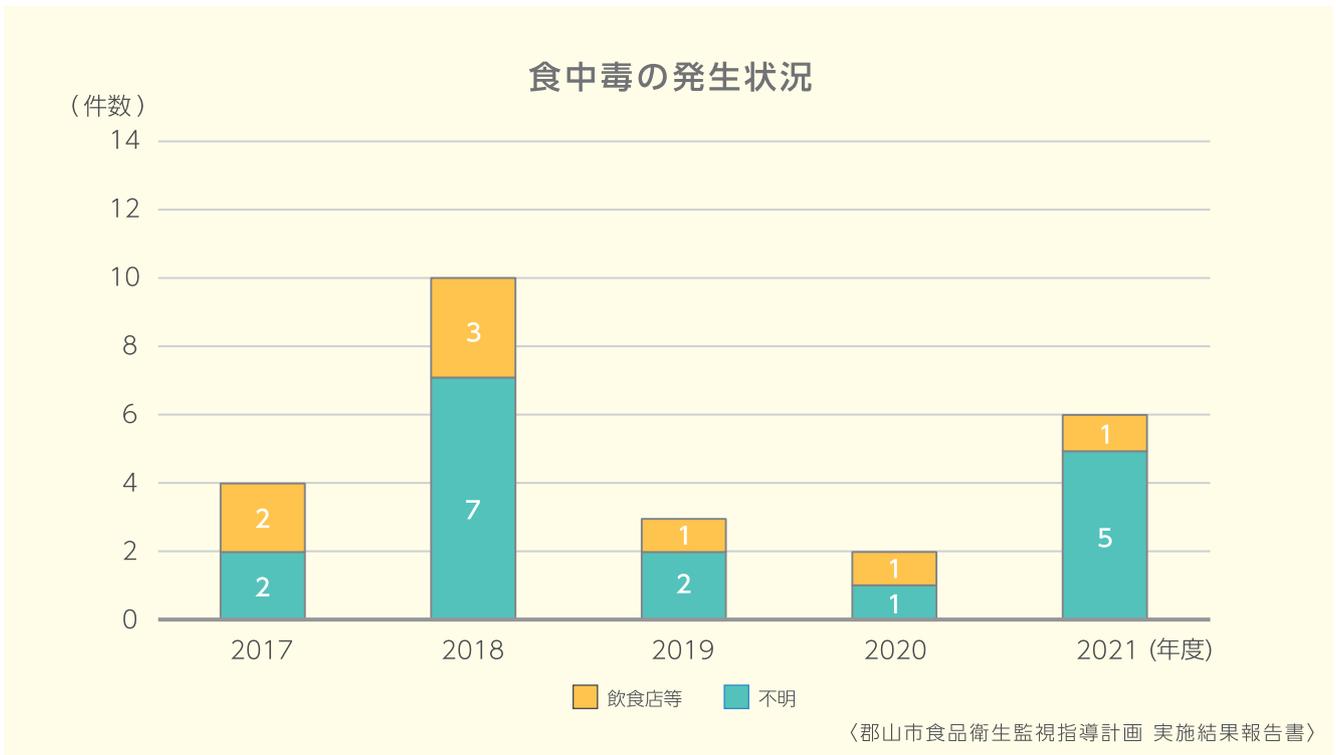
(1) 食品の安全性に関する基礎的な知識がある人の割合

食品の安全性に関する基礎的な知識がある(十分にあると思う・ある程度あると思う)人は、8割を超えています。今後も正しい食品安全に関する情報提供に努めることが必要です。



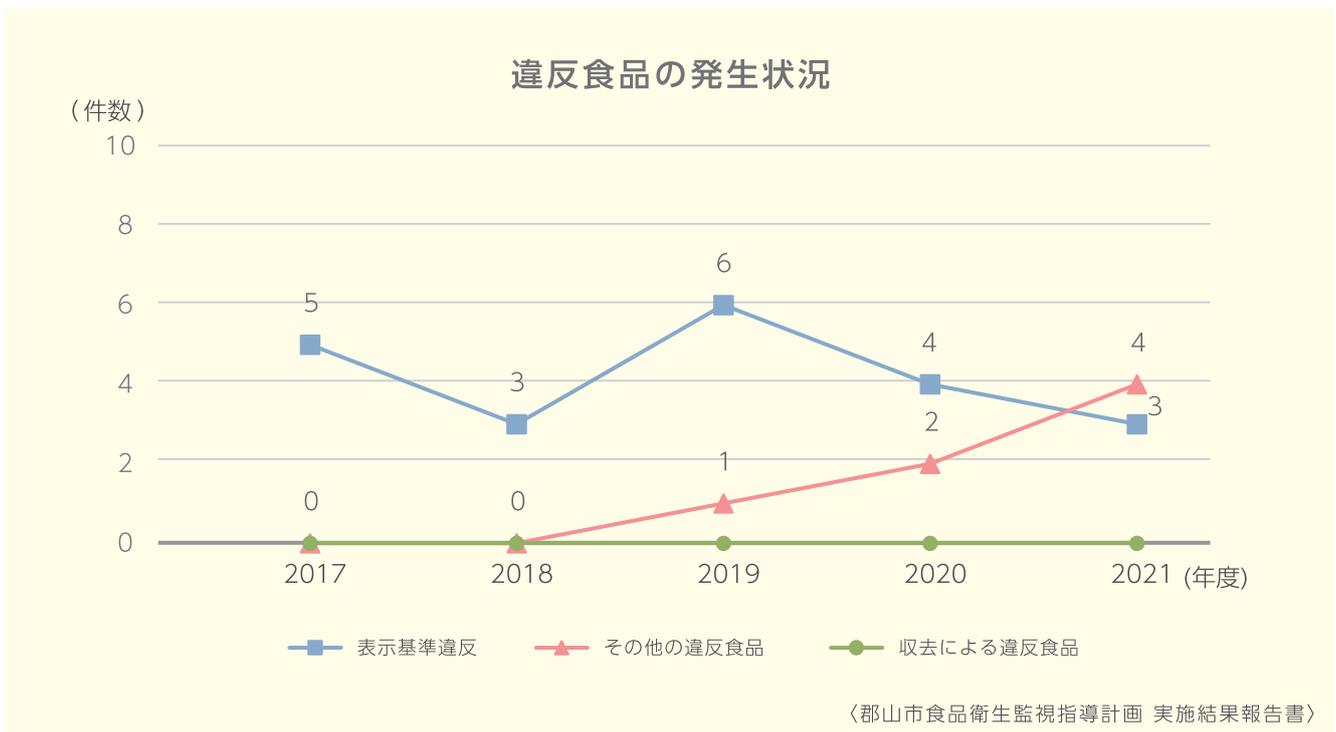
(2) 食中毒の発生状況

食中毒は、食品等事業者はもとより、家庭でも発生する可能性があることから、市民に対しても食中毒の発生防止に向けた取り組みが必要です。



(3) 違反食品の発生状況

市内で製造・販売される食品の収去検査を実施するとともに、食品関係営業施設への立入検査を実施しています。食品製造施設等から違反食品を出さないように監視指導することが必要です。



(4) 放射性物質の検査結果

平成23(2011)年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、原発事故後の食品の放射性物質検査が行われていますが、食品に対する不安の解消及び安全・安心な食生活を確保するため、食品の流通・消費の各段階における放射性物質検査は必要です。

● 流通段階における検査

食品中の放射性物質検査・食肉(豚、馬等)の放射性物質スクリーニング検査結果	
基準値を超過した件数	検体数
0件	3,058件

〈2021年度結果 保健所生活衛生課・保健所食肉衛生検査所〉

農林水産物等放射性物質測定結果	
基準値を超過した件数	検体数
0件	76件

〈2021年度結果 郡山市総合卸市場管理事務所〉

● 消費段階における検査

学校給食放射性物質検査結果	
基準値を超過した件数	検体数
0件	10,574件

〈2021年度結果 学校管理課〉

認可保育所給食放射性物質検査結果	
基準値を超過した日数	97施設の延検査実施日数
0日	21,168日

〈2021年度結果 保育課〉

自家消費野菜等放射能検査結果	
基準値を超過した件数	検体数
45件*1	872件

基準値を超過した件数の内訳	
食品名	件数
きのこ	21件
山菜	18件
猪肉・熊肉・鹿肉	3件
上記以外(果実など)	3件

〈2021年度結果 保健所総務課〉

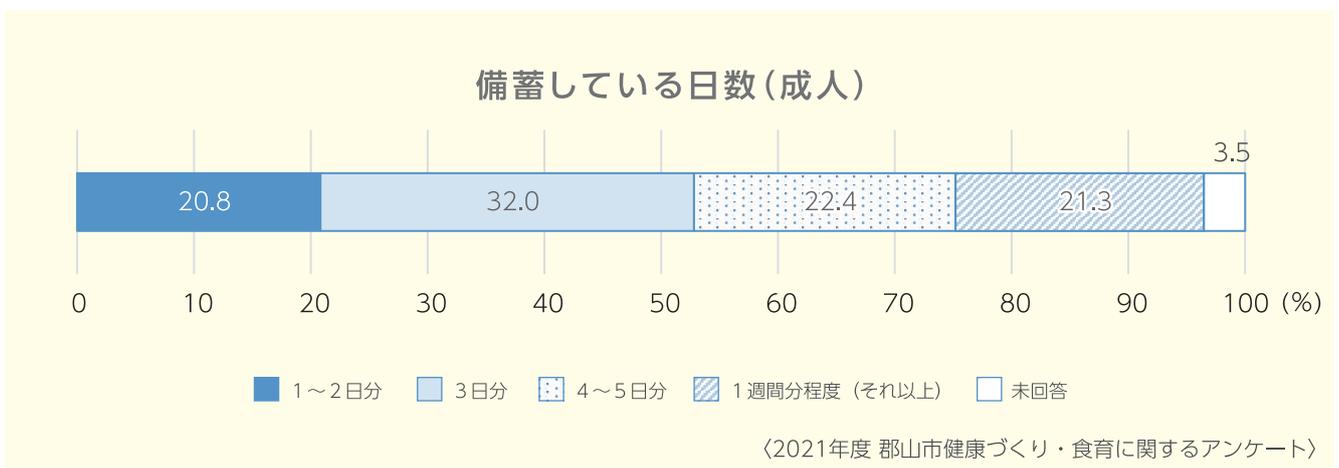
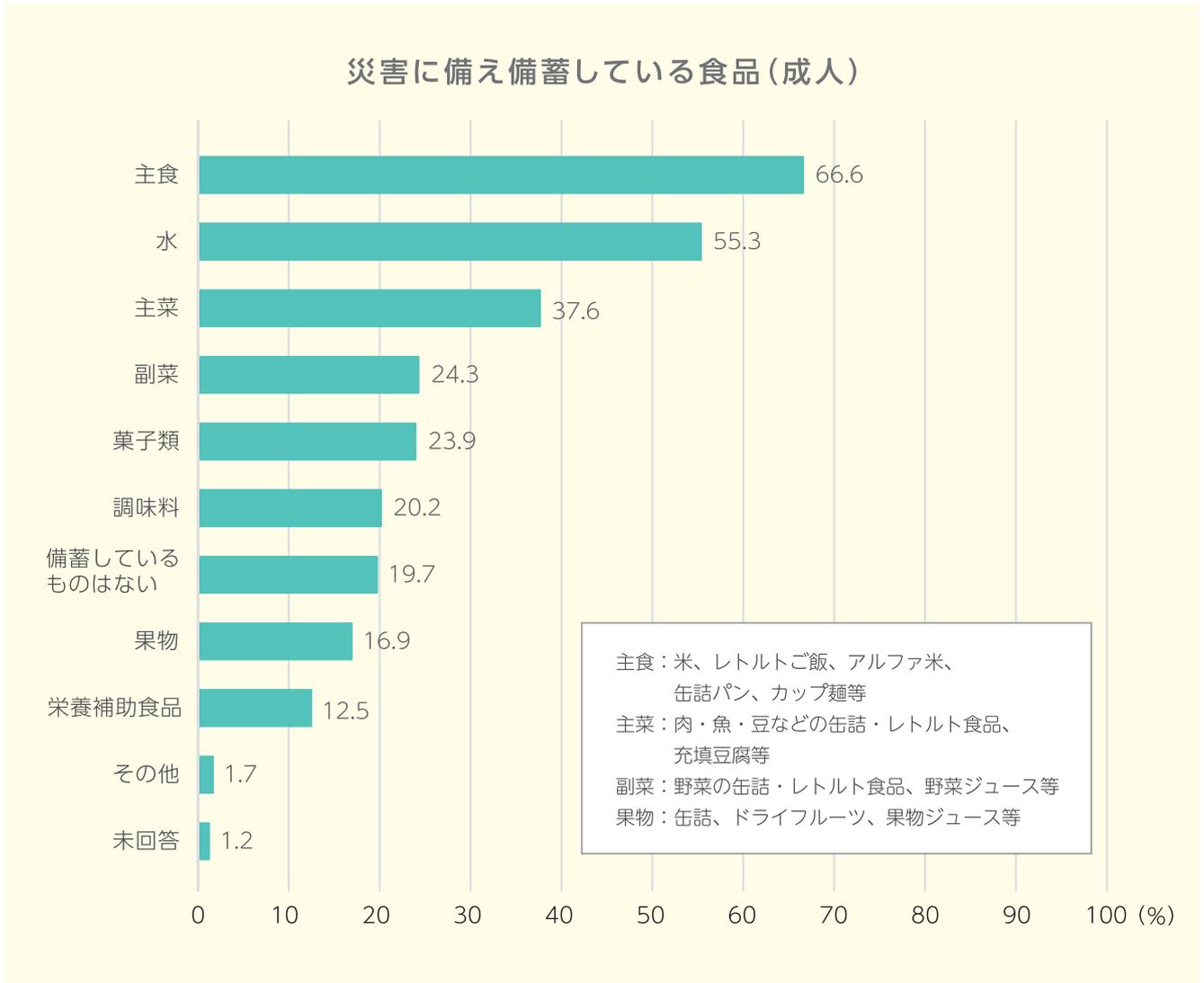
*1 きのこと、山菜、イノシシ肉などで基準値を超える放射性セシウムが検出された原因としては、主な採取場所である山林が除染されていないこと、きのこ類は放射性セシウムが集積しやすいこと、山菜はきのこ類ほどではないが種類によっては比較的高濃度の放射性セシウムが検出されていることなどが考えられます。また、イノシシは雑食性でドングリやミミズなどを土ごと飲み込んで食べることが知られており、ミミズには比較的放射性セシウムが濃縮しやすいと考えられ、それに加えて表層に放射性セシウムが吸着した土を飲み込むことによって、イノシシの体内に放射性セシウムが濃縮されやすいのではないかと考えられています。

(5) 災害に備え備蓄している食品・備蓄している日数

災害に備えて備蓄している食品は、主食が最も多く、次いで水、主菜となっています。

備蓄している量に関しては、3日分が3割と最も多く、1週間分程度備蓄している人は2割でした。

災害に備えての備蓄は、家庭での取り組みも重要であり、食料品の備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄する取り組みの推進が必要です。



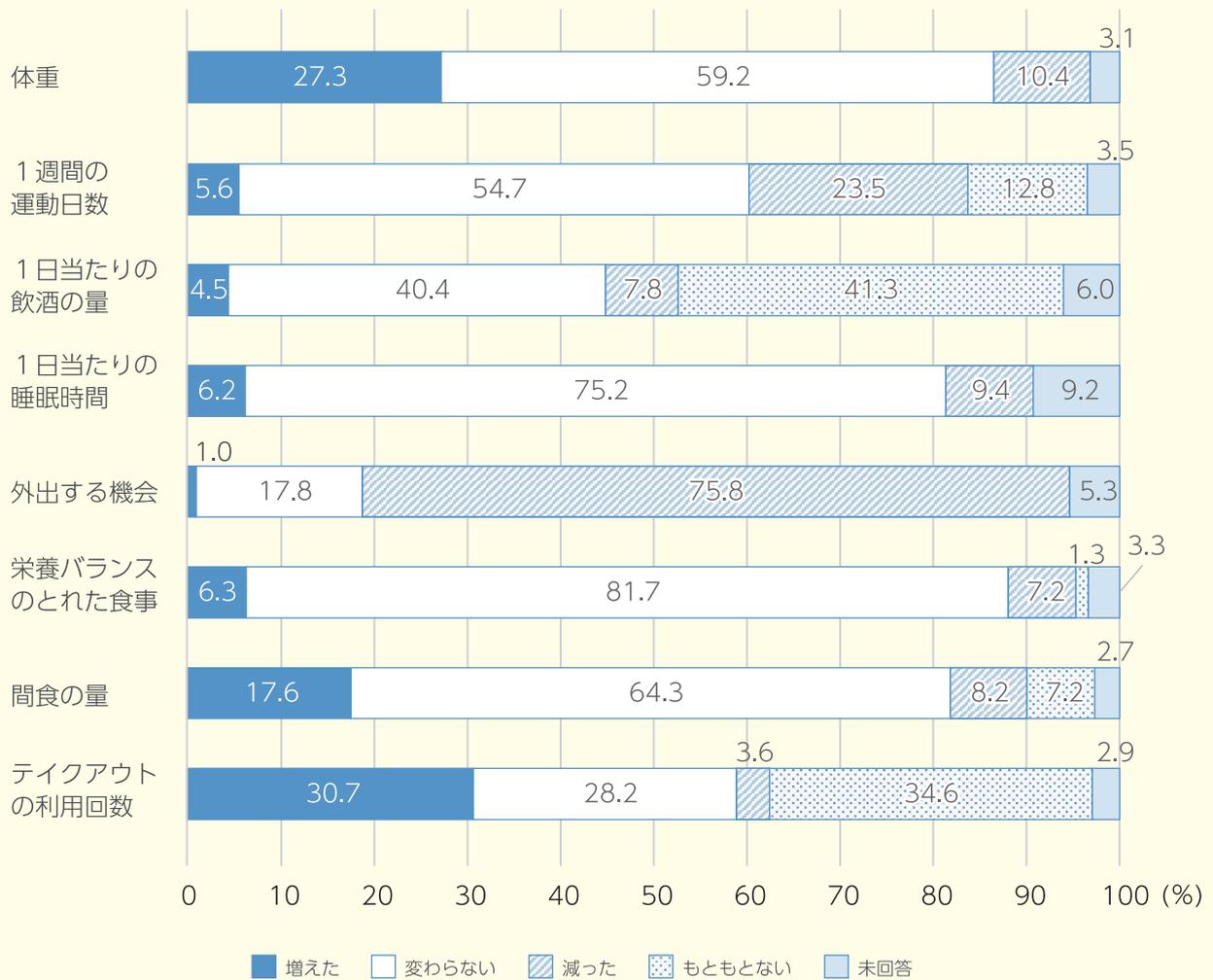
7 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行前後の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や新しい生活様式等の影響により、テイクアウトの利用回数が増加し、間食の量が増えた人が約2割、体重が増えた人が約3割いました。

在宅時間の増加は、栄養・食生活の状況にも影響していると考えられ、今後も感染拡大の状況に応じた取り組みや対応が必要です。

新型コロナウイルス感染症の流行前後の変化(成人)



〈2021年度 郡山市健康づくり・食育に関するアンケート〉

郡山市健康づくり推進懇談会開催要綱

（趣旨）

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（懇談会の構成）

第2条 懇談会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係する団体から推薦された者
 - (3) 健康増進や食育について深い関心のある市民
- 2 委員への依頼期間は、3年以内とする。
- 3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

（会議）

第3条 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者が会議を進行する。

（庶務）

第4条 懇談会の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

郡山市健康づくり推進懇談会委員名簿

任期：令和4(2022)年2月15日から令和7(2025)年2月14日まで

No.	氏名	所属団体（団体における役職）	
1	つぼ い えい やす 坪井 永保	一般社団法人郡山医師会	副会長
2	みず しま むつ こ 水島 睦子	一般社団法人郡山歯科医師会	地域保健担当理事
3	はし もと けい こ 橋本 恵子	一般社団法人郡山薬剤師会	副会長
4	まつ おか あけ み 松岡 明美	公益社団法人福島県看護協会郡山支部	役員
5	くろ さわ ひろ こ 黒澤 廣子	公益社団法人福島県栄養士会	会員
6	おか べ ふさ こ 岡部 房子	郡山市保健委員会	健康づくり部副会長
7	すず き まさ とし 鈴木 雅俊	一般社団法人郡山労働基準協会	専務理事
8	どう め き あきのり 百目鬼 昭徳	郡山農業青年会議所	副会長
9	い とう けい こ 伊藤 啓子	郡山市認可保育所長会	世話役
10	はし もと ひで ゆき 橋本 英幸	郡山市小中学校長会学校給食研究会	会長
11	さい とう ふ み 齋藤 富美	(郡山市食生活改善推進員協議会)	(会長)
12	い とう てる な 伊藤 央奈	郡山女子大学	准教授
13	えん どう かず ひろ 遠藤 和博	福島県リハビリテーション専門職団体協議会	福島県理学療法士会 県中支部役員
14	すず き ふみ こ 鈴木 文子	郡山市スポーツ・レクリエーション協会	副会長
15	やす むら せい じ 安村 誠司	福島県立医科大学	理事兼副学長
16	おお つき じゅんいち 大槻 順一	郡山商工会議所	顧問
17	すず き のり こ 鈴木 紀子	福島県立安積黎明高等学校	学生
18	はし もと え く こ 橋本 恵久子	公募委員	
19	ほし ひさ こ 星 久子	公募委員	

郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議設置要綱

（ 設 置 ）

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため関係各課の連携を図ることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（ 協 議 事 項 ）

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 郡山市健康づくり推進懇談会における協議に関する事。
- (2) 計画の進行状況の把握及び評価に関する事。
- (3) 市民総参加のための情報収集、情報交換に関する事。
- (4) その他健康づくりの推進に関する事。

（ 組 織 ）

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部長、副会長には保健所長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる所属の長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（ 会 議 ）

第4条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（ 幹 事 会 ）

第5条 連絡調整会議に必要な事項について調査、検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受け、調査、検討の経過及び結果を連絡調整会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる所属の長が指名する者をもって組織し、保健所健康づくり課長が座長となる。

（ 庶 務 ）

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

（ 委 任 ）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

部 局 名	課 名
総務部	職員厚生課
市民部	男女共同参画課
	国民健康保険課
	セーフコミュニティ課
文化スポーツ部	スポーツ振興課
環境部	3R推進課
保健福祉部	保健福祉総務課
	障がい福祉課
	健康長寿課
	地域包括ケア推進課
	保健所総務課
	保健所健康政策課
	保健所保健・感染症課
	保健所生活衛生課
	保健所食肉衛生検査所
こども部	こども政策課
	こども家庭未来課
	こども家庭支援課
	保育課
農林部	農業政策課
	園芸畜産振興課
	総合地方卸売市場管理事務所
産業観光部	産業雇用政策課
	観光課
学校教育部	学校管理課
上下水道局	上下水道局総務課
農業委員会	事務局

計画策定までの経過

期 日	内 容
令和3(2021)年 8月11日	令和3(2021)年度 第1回 郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議(書面開催) ・第四次郡山市食育推進計画の策定(案)について
令和3(2021)年 9月7日	令和3(2021)年度 第1回 郡山市健康づくり推進懇談会(書面開催) ・第四次郡山市食育推進計画の策定(案)について
令和3(2021)年 11月1日 ～11月30日	郡山市健康づくり・食育に関するアンケート ① 無作為抽出(回答率42.9%) (成人2,193人、母子768人、飲食店等100店舗、 特定給食施設150施設) ② 市内の小学4年生及び6年生、中学生、高校生(回答率100%) (小学生1,030人、中学生764人、高校生605人)
令和4(2022)年 11月28日	令和4(2022)年度 第1回 郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議(書面開催) ・第三次郡山市食育推進計画最終評価(案) ・第四次郡山市食育推進計画概要・素案
令和4(2022)年 12月12日	令和4(2022)年度 第1回 郡山市健康づくり推進懇談会(書面開催) ・第三次郡山市食育推進計画最終評価(案) ・第四次郡山市食育推進計画概要・素案
令和5(2023)年 1月6日～2月6日	パブリックコメント
令和5(2023)年 2月20日	令和4(2022)年度 第2回 郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議(書面開催) ・第四次郡山市食育推進計画(最終案)について ・第四次郡山市食育推進計画市民版(案)について
令和5(2023)年 3月3日	令和4(2022)年度 第2回 郡山市健康づくり推進懇談会(書面開催) ・第四次郡山市食育推進計画(最終案)について ・第四次郡山市食育推進計画市民版(案)について
令和5(2023)年 3月	第四次郡山市食育推進計画策定

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

前 文

第一章 総 則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附 則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国

の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

第四次郡山市食育推進計画
令和5（2023）年3月

【発行】郡山市

【編集】郡山市保健福祉部 保健所健康づくり課

〒963-8024

福島県郡山市朝日二丁目15番1号

TEL:024-924-2900 FAX:024-934-2960



第四次 郡山市食育推進計画
[令和5(2023)年～令和7(2025)年]



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この印刷物は、環境にやさしい
植物油インキと、責任ある管理
がされた森林からの材を含む
FSC® 認証紙を使用しています。
(紙へリサイクル可)